

全員協議会資料
令和3年 月 日

東大和市第6次行政改革大綱(案)について

東大和市第6次行政改革大綱（案）の概要

1 行政改革の基本的考え方

（1）行政改革の意義と必要性

行政改革とは、良質な市民サービスの提供を持続可能なものとしていくため、経営的な視点により行財政運営の合理化を図る取組です。

地方自治法第2条において、「最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない」「常にその組織及び運営の合理化に努める」旨が規定されていますが、行政改革は、この規定に沿った取組です。

今後も、経営的な視点を持ち、費用対効果を十分に考慮する中で市民サービスの質を向上させ、優先される事業に財源を充當できるよう、この第6次行政改革大綱及び推進計画を策定し、着実に実行する必要があります。

※これまでの行政改革の取組

第5次行政改革大綱推進計画における主な取組と成果は以下のとおりです。

- ・クレジットカードによる市税納付、介護保険料等のコンビニエンスストア納付の開始
- ・市役所1階入口ホールの庁舎案内板に多言語（日本語、英語、中国語）の表記を追加
- ・市報のカラー化を実施
- ・「市長と語ろう会」（タウンミーティング）の継続実施
- ・市民ワークショップの実施
- ・職員の適正な定員管理、人事評価結果の活用
- ・市民部窓口業務等を民間事業者に委託
- ・使用料・手数料等の見直し

2 行政改革の推進方針

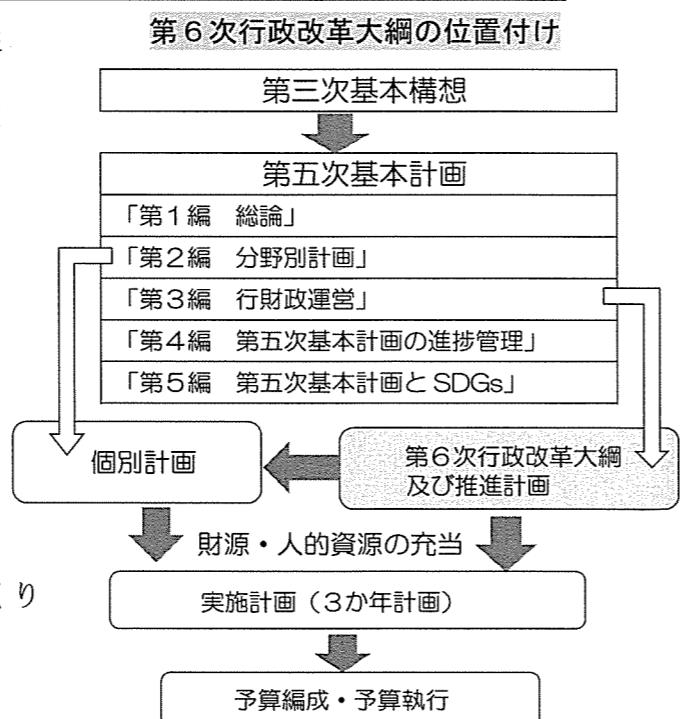
「東大和市第三次基本構想」で掲げる将来の都市像である「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」の実現に向けて、第6次行政改革大綱の基本目標及び改革課題を次のとおりとします。

<基本目標>

- (1) 市民サービスの最適化
- (2) 市民と行政の協働による市政運営
- (3) 組織力の向上と人材育成
- (4) 持続可能な自治体経営

<改革課題>

- (1) 時代に即した市民サービスの提供
- (2) 市民参加・協働推進のための環境づくり
- (3) 機動的な組織の整備と人を育てる環境づくり
- (4) 安定した行財政運営の確立



3 行政改革の具体的取組

- 基本目標達成のための改革課題を解決するために、具体的な達成目標を推進計画に設定して取り組みます。
- 令和2年度に市の業務量等を勤務時間数などを用いて可視化した「業務分析」の結果を踏まえた取組を行います。

4 行政改革大綱推進計画

基本目標：市民サービスの最適化

改革課題：時代に即した市民サービスの提供

- ・サービスの受け手である市民の目線に立ち、行政手続の簡素化に努めます。
- ・使用料・手数料等の支払いについて、キャッシュレス決済拡充について検討し利便性の向上を図ります。

基本目標：市民と行政の協働による市政運営

改革課題：市民参加・協働推進のための環境づくり

- ・協働推進に係る府内研修や、協働の取組事例を公表することにより、職員及び市民への協働意識の醸成に努めます。
- ・事業を実施する際は、市民の保有する知識・経験を活かせる実施方法（市民協働の形態）を検討し、より市民との協働を推進します。

基本目標：組織力の向上と人材育成

改革課題：機動的な組織の整備と人を育てる環境づくり

(1) 組織の整備

- 複雑・多様化する行政課題、重要施策に対応できる組織体制を維持するため、組織、事務分掌の見直しを行います。

(2) 人材育成

- 職員の政策形成能力、法務能力等の向上を図るために、多様な研修の機会や自己啓発の機会の提供等、人材育成基本方針を踏まえた人材育成に努めます。

(3) 職場環境の整備

- 文書管理システムの導入など、情報化推進計画を踏まえたシステム導入について検討し、内部事務の効率化を図ります。

基本目標：持続可能な自治体経営

改革課題：安定した行財政運営の確立

(1) 民間活力導入の推進

- 地域活性化包括連携協定のほか民間企業との連携や活用を促進し、様々な課題の解決を図ります。

(2) 行政評価制度の推進

- 市民や民間の視点を参考とした評価や、評価結果の活用等、行政評価制度の更なる推進を図ります。

(3) 財源確保の取組

- ・市税等の収納率の向上、国民健康保険税や下水道使用料、その他使用料・手数料等の見直しを行います。
- ・イベント（行事）等について、統合や実施形態の見直しにより成果の向上や経費の縮減を図ります。

(4) 強固で弾力的な財政基盤の確立

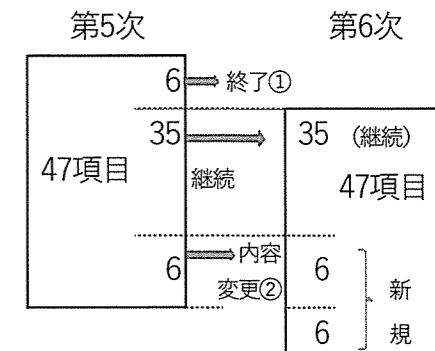
- ・財政調整基金の現在高について、最低限、標準財政規模の12%の額を維持します。
- ・公共施設等整備基金の積立について決算剰余金の積み立てなどにより、最低限、標準財政規模の12%の額を目指します。

● 第5次行政改革大綱で取組終了とする項目数…12項目 (①+②)

● 第6次行政改革大綱へ継続する項目数…35項目

● 第6次行政改革大綱新規項目…12項目 (②を含む)

※新規項目は、行政のデジタル化など喫緊の課題に対応する取組となっています。



5 今後の予定

- パブリックコメントの実施 令和3年12月6日（月）～令和4年1月4日（火）
第6次行政改革大綱の策定 令和4年2月（予定）

東大和市第6次行政改革大綱（案）

（計画期間 令和4年度～令和8年度）

令和3年11月
東 大 和 市

は　じ　め　に

行政改革とは、良質な市民サービスの提供を持続可能なものとしていくため、経営的な視点により行財政運営の合理化を図る取組です。地方自治法第2条において、「最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない」、「常にその組織及び運営の合理化に努める」旨が規定されていますが、行政改革は、この規定に沿った取組です。

当市では、平成9年に「第1次行政改革大綱」を策定し、現在の第5次行政改革大綱及び推進計画に至るまで、市民サービスの質の向上や事務事業の見直し、職員数の削減、民間活力の導入等、行政改革の推進に努め、一定の成果をあげてきました。

人口減少と少子高齢化が今後益々進展していく中で、市を取り巻く環境は大きく変化していきます。市税等の減収や社会保障関係経費の増加、公共施設の老朽化対策等をはじめとする新たな行政課題が見込まれる中、これらの課題に対して実行力を持って対応する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、これまでの日常が大きく変化しました。この影響に伴い、市税等の減収が見込まれる一方で、非接触化など行政手続のデジタル化にスピード感をもって取り組むことが重要です。

令和4年度は、まちづくりを進める上で根幹となる、第五次基本計画の初年度です。「日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまち」を踏まえつつ、同計画に位置づいた重要施策である、「子ども・子育て支援施策」、「健康・高齢者施策」、「都市の価値を高める施策」、「持続可能な行財政運営等の推進」といった将来に向けた取組に着手していきます。これらの取組を行うには、財源確保のため、より一層の行政改革を推進する必要があります。引き続き、適切な財源の確保と限られた財源の有効活用を図るため、第6次行政改革大綱を策定し、行政改革の不断の取組を実行していきます。なお、「大綱」は行政改革の概要や基本目標及び改革課題等を示し、「推進計画」は、大綱の改革課題を実現していくための実施計画としての性格を持ちます。これまでと同様に、職員の定員適正化及び財政健全化の取組を一体のものとして策定しています。

一 目 次

第1 行政改革の基本的考え方 ······	1
行政改革の概要 ······	1
(1) 行政改革の意義と必要性	
(2) これまでの行政改革の取組	
(3) 第6次行政改革大綱の位置付けと構成	
第2 行政改革の推進方針 ······	5
1 行政改革における基本目標 ······	5
(1) 市民サービスの最適化	
(2) 市民と行政の協働による市政運営	
(3) 組織力の向上と人材育成	
(4) 持続可能な自治体経営	
2 基本目標達成のための改革課題 ······	5
(1) 時代に即した市民サービスの提供	
(2) 市民参加・協働推進のための環境づくり	
(3) 機動的な組織の整備と人を育てる環境づくり	
(4) 安定した行財政運営の確立	
3 計画期間 ······	6
4 進行管理 ······	6

第3 行政改革の具体的取組	7
1 時代に即した市民サービスの提供	7
2 市民参加・協働推進のための環境づくり	7
3 機動的な組織の整備と人を育てる環境づくり	7
(1) 組織の整備	
(2) 人材育成	
(3) 職場環境の整備	
4 安定した行財政運営の確立	8
(1) 民間活力導入の推進	
(2) 行政評価制度の推進	
(3) 財源確保の取組	
(4) 強固で弾力的な財政基盤の確立	
第4 行政改革大綱体系図	9
第5 SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組	10
職員定員適正化の推進	11
市財政の現状	21
第6 行政改革大綱推進計画	44
<推進計画一覧>	44
時代に即した市民サービスの提供	47
市民参加・協働推進のための環境づくり	50
機動的な組織の整備と人を育てる環境づくり	52
安定した行財政運営の確立	55

凡　例

本文中の市の計画等は原則として略称を用いています。

第1次行政改革大綱	東大和市第1次行政改革大綱
第2次行政改革大綱	東大和市第2次行政改革大綱
集中改革プラン	東大和市集中改革プラン
第3次行政改革大綱	東大和市第3次行政改革大綱
第4次行政改革大綱	東大和市第4次行政改革大綱
第5次行政改革大綱	東大和市第5次行政改革大綱
第6次行政改革大綱	東大和市第6次行政改革大綱
第三次基本構想	東大和市第三次基本構想
第四次基本計画	東大和市第四次基本計画
第五次基本計画	東大和市第五次基本計画
人口推計報告書	東大和市人口推計報告書
子ども・子育て未来プラン	東大和市子ども・子育て未来プラン
健康増進計画	第2次東大和市健康増進計画
地域防災計画	東大和市地域防災計画
実施計画	東大和市実施計画
公共施設等総合管理計画	東大和市公共施設等総合管理計画
職員の市民協働の推進に関する指針	東大和市職員の市民協働の推進に関する指針
人材育成基本方針	東大和市人材育成基本方針（第2期）
情報化推進計画	第五次東大和市情報化推進計画
公共下水道事業経営戦略	東大和市公共下水道事業経営戦略
国保財政健全化計画	東大和市国保財政健全化計画

第1 行政改革の基本的考え方

行政改革の概要

(1) 行政改革の意義と必要性

① 行政改革は、行政サービスの質の向上を目指し、最少の経費で最大の効果を挙げるため、効果的・効率的な行財政運営の観点から常に取り組むべきものです。

その内容は、利便性の向上、組織の簡素化、職員の定員や給与の適正化のほか、市税等の収納率の向上、使用料・手数料等の見直し、事務事業の効率化、経費縮減などが主な取組となっています。

これは、適切な歳入の確保と限られた財源や人的資源（職員）を最適に活用するための取組であり、優先される行政課題や新たな行政課題の解決に必要なものです。

② 人口推計報告書（令和元年10月策定）によると、市の総人口は今後減少し続け、令和24年（2042年）には8万人を下回り、生産年齢人口（労働力人口）は16.6%減少し、市税等の減収が見込まれます。同様に65歳以上の老人人口は22.0%増加することから、介護保険事業や後期高齢者医療事業などの社会保障関係経費の増加が見込まれています。

また、市の公共施設は、建築後30年以上経過した建物が多く、床面積では、全体の約75%を占めており、老朽化による維持や修繕に係る費用は増大することが見込まれています。

③ このように市を取り巻く環境が変化する中で、「日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまち」を目指した施策を推進し、優先される行政課題や新たな行政課題の解決に向けて取り組む必要があります。

今後も、経営的な視点を持ち、費用対効果を十分に考慮する中で市民サービスの質を向上させ、優先される事業に財源を充當できるよう、この第6次行政改革大綱及び推進計画を着実に実行し、市民の負託に応えていく必要があります。

(2) これまでの行政改革の取組

当市においては、平成9年7月に第1次行政改革大綱を策定以後、平成29年度から令和3年度までを計画期間とする第5次行政改革大綱に至るまで、行政改革に努め多岐にわたる改革課題に取り組んできました。

- ア 第1次行政改革大綱 (平成 9年度～平成13年度)
- イ 第2次行政改革大綱 (平成14年度～平成18年度)
- ウ 集中改革プラン (平成17年度～平成21年度)
- エ 第3次行政改革大綱 (平成19年度～平成23年度)
- オ 第4次行政改革大綱 (平成24年度～平成28年度)
- カ 第5次行政改革大綱 (平成29年度～令和 3年度)

第5次行政改革大綱推進計画における主な取組と成果は以下のとおりです。

市民本位の行政サービスの推進

- ・クレジットカードによる市税納付の開始
- ・学童保育所育成料等のペイジー口座振替サービスの開始
- ・後期高齢者医療保険料、介護保険料のコンビニエンスストア納付の開始
- ・市役所1階入口ホールの庁舎案内板に多言語（日本語、英語、中国語）の表記を追加
- ・市報のカラー化を実施

市民参加・協働推進のための環境整備

- ・「市長と語ろう会」（タウンミーティング）の継続実施
- ・市民協働による東大和元気ゆうゆう体操の普及啓発活動の実施
- ・子育てアプリ検証のためのワークショップを実施
- ・次期総合計画の策定に向け、アンケート調査及び市民ワークショップを実施

効果的・効率的な組織の整備と人材育成

- ・職員の適正な定員管理の実施
- ・職員の人事評価結果に基づく昇給及び昇任の実施
- ・全職員を対象に勤勉手当に人事評価結果を反映

持続可能な自治体経営のための行財政運営

- ・使用料・手数料等の見直し（戸籍住民手数料等及びプラネタリウム観覧料の改定）
- ・新学校給食センターの調理業務及び配膳業務を民間事業者に委託
- ・市民部窓口業務等を民間事業者に委託
- ・学童保育所の運営業務を民間事業者に委託

(3) 第6次行政改革大綱の位置付けと構成

① 位置付け

ア 第5次行政改革大綱は、令和3年度に計画期間が終了することから、同大綱の成果を踏まえ、達成状況を把握します。その上で、継続した計画として、令和4年度以降に取り組むべき基本目標、改革課題を整理し、第6次行政改革大綱を策定します。

イ 第6次行政改革大綱は、第五次基本計画（令和4年度～令和13年度）「第3編 行財政運営」に基づくもので、「第2編 分野別計画」の推進に必要なものです。

② 構成

行政改革の概要や基本目標及び改革課題を示す「大綱」と改革課題を解決するための「推進計画」で構成します。また、職員の定員適正化及び財政健全化の取組を一体のものとします。

位置付け

第三次基本構想

将来の東大和を展望した「まちづくりの目標（都市像及び基本目標）」と、それを達成するための基本的な施策などを明らかにしたもの。



第五次基本計画

基本構想で示された「まちづくりの目標（都市像及び基本目標）」を実現するために、同構想の「まちづくりの基本施策」に基づいて施策を体系化し、施策ごとに成果指標や施策の展開方向などを定めたもの。

「第1編 総論」

まちづくりの主要課題を整理するとともに、施策の体系、重要施策などを定めたもの。

「第2編 分野別計画」

基本構想で示されている「まちづくりの基本施策」に基づき、各施策の内容を定めたもの。

「第3編 行財政運営」

基本構想で示されている「基本構想を実現するために」に基づき、基本計画を推進していくための行財政運営に関する基本的な方針を定めたもの。

「第4編 第五次基本計画の進捗管理」

基本計画の各施策の進捗状況を把握し、施策を実現するための手段となる事務事業の将来的な方向性を検討する方法を定めたもの。

「第5編 第五次基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）」

基本計画の各施策とSDGsとの関連性を整理したもの。

個別計画

- ・子ども・子育て未来プラン
- ・健康増進計画
- ・地域防災計画 など

※市が策定している個別計画の一例です。

第6次行政改革大綱及び推進計画

財源・人的資源の充當

※ 第6次行政改革大綱は、
第五次基本計画（令和4年度
～令和13年度）「第3編
行財政運営」に基づくもの
で、「第2編 分野別計画」
の推進に必要なものです。

実施計画（3か年計画）

基本計画で定めた施策を実現させるために実施する事業のうち、
主要なものについて定めるもの。

予算編成・予算執行

第2 行政改革の推進方針

1 行政改革における基本目標

当市では、財政状況が厳しい中、市民サービスの向上や市民協働、財政健全化等に関する基本目標に掲げ、行政改革の推進に努めてきました。第6次行政改革大綱では、人口減少や少子高齢化の進展による市を取り巻く環境が変化する中で市民サービスを最適化し、市税等の減収や社会保障関係経費の増加に対応するための事務事業の見直し、新しい生活様式の定着に伴う非接触型をはじめとした行政手続のデジタル化、更なる市民協働の推進に努めます。また、複雑・多様化する行政課題に柔軟に対応できる組織の整備と人材育成を進めます。

そして、令和4年度を初年度とする「第三次基本構想」に掲げる将来の都市像、「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」の実現に向けて、持続可能な行財政運営基盤の確立を目指します。

以上のことから、次の4つを第6次行政改革大綱の基本目標とします。

＜基本目標＞

- (1) 市民サービスの最適化
- (2) 市民と行政の協働による市政運営
- (3) 組織力の向上と人材育成
- (4) 持続可能な自治体経営

2 基本目標達成のための改革課題

基本目標を達成するため、行政の第一義的な課題である市民サービスの質の向上を目指しつつ、社会構造や環境の変化に伴う行政課題に対応する必要があります。そして、地域の課題解決に向け、市民と行政が協働して市政運営をすることができる環境づくりが必要となります。

また、新しい生活様式の定着に伴う新たな行政課題にも財源を充当しつつ、将来を見据えた行財政運営、より一層の経営的視点による行財政運営の維持に努める必要があります。

限られた財源や人的資源（職員）の中で優先される行政課題や新たな行政課題に対応するためには、次のような取組が必要となります。

- ・更なる協働の推進
- ・優先される行政課題等に柔軟に対応できる組織の整備や人材の育成
- ・業務量の増減に応じた適正な職員配置
- ・行政評価結果を活用した事務事業の見直し
- ・民間活力導入の推進、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の最適化や予算の平準化など

以上のことから、次の4つを第6次行政改革大綱の改革課題とします。

＜改革課題＞

- (1) 時代に即した市民サービスの提供
- (2) 市民参加・協働推進のための環境づくり
- (3) 機動的な組織の整備と人を育てる環境づくり
- (4) 安定した行財政運営の確立

3 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 進行管理

5年間の取組目標として、推進計画を策定し、計画的に進行管理を行います。進歩状況について、取組の翌年度に個別の取組項目について内容をとりまとめ、改革の成果や効果を把握し、次年度以降の取組に反映します。
また、市報や市公式ホームページで取組の成果を公表します。

第3 行政改革の具体的取組

基本目標達成のための改革課題を解決するために、第6次行政改革においては、次の項目について具体的な達成目標を推進計画に設定して取り組みます。

また、令和2年度に市の業務量等を勤務時間数などを用いて可視化した「業務分析」を行いました。この結果を踏まえた取組を行います。

1 時代に即した市民サービスの提供

サービスの受け手である市民の目線に立ち、行政手続の簡素化に努めます。

また、使用料・手数料等の支払いについて、キャッシュレス決済の拡充について検討し、利便性の向上を図ります。

2 市民参加・協働推進のための環境づくり

市民参加・協働の更なる推進を図るため、協働推進に係る庁内研修の実施や、協働の取組事例を公表することにより、職員及び市民への協働意識の醸成に努めます。

また、事業を実施する際は、市民の保有する知識・経験を活かせる実施方法（市民協働の形態）を検討し、より市民との協働を推進します。

3 機動的な組織の整備と人を育てる環境づくり

(1) 組織の整備

複雑・多様化する行政課題、重要施策に対応できる組織体制を維持するため、組織・事務分掌の見直しを行います。

(2) 人材育成

職員の政策形成能力、法務能力等の向上を図るため、多様な研修の機会や自己啓発の機会の提供等、人材育成基本方針を踏まえた人材育成に努めます。

(3) 職場環境の整備

文書管理システムの導入など、情報化推進計画を踏まえたシステム導入について検討し、内部事務の効率化を図ります。

※ 職員定員適正化の目的、考え方等については、11ページに掲載しています。

4 安定した行財政運営の確立

(1) 民間活力導入の推進

地域活性化包括連携協定のほか、民間企業との連携や活用を促進し、様々な課題の解決を図ります。

(2) 行政評価制度の推進

行政評価の精度及び実効性を高めるため、市民や民間の視点を参考とした評価や、評価結果の活用等について、更なる推進を図ります。

なお、令和2年度に実施した「業務分析」結果のほか、行政評価結果を施策における事業の最適化や予算との連動に活用する検討を行います。

(3) 財源確保の取組

市税等の収納率の向上をはじめ、国民健康保険税や下水道使用料、その他使用料・手数料等の見直しを行います。

各課が実施しているイベント（行事）等について、統合や実施形態の見直しにより成果の向上や経費の縮減を図ります。

(4) 強固で弾力的な財政基盤の確立

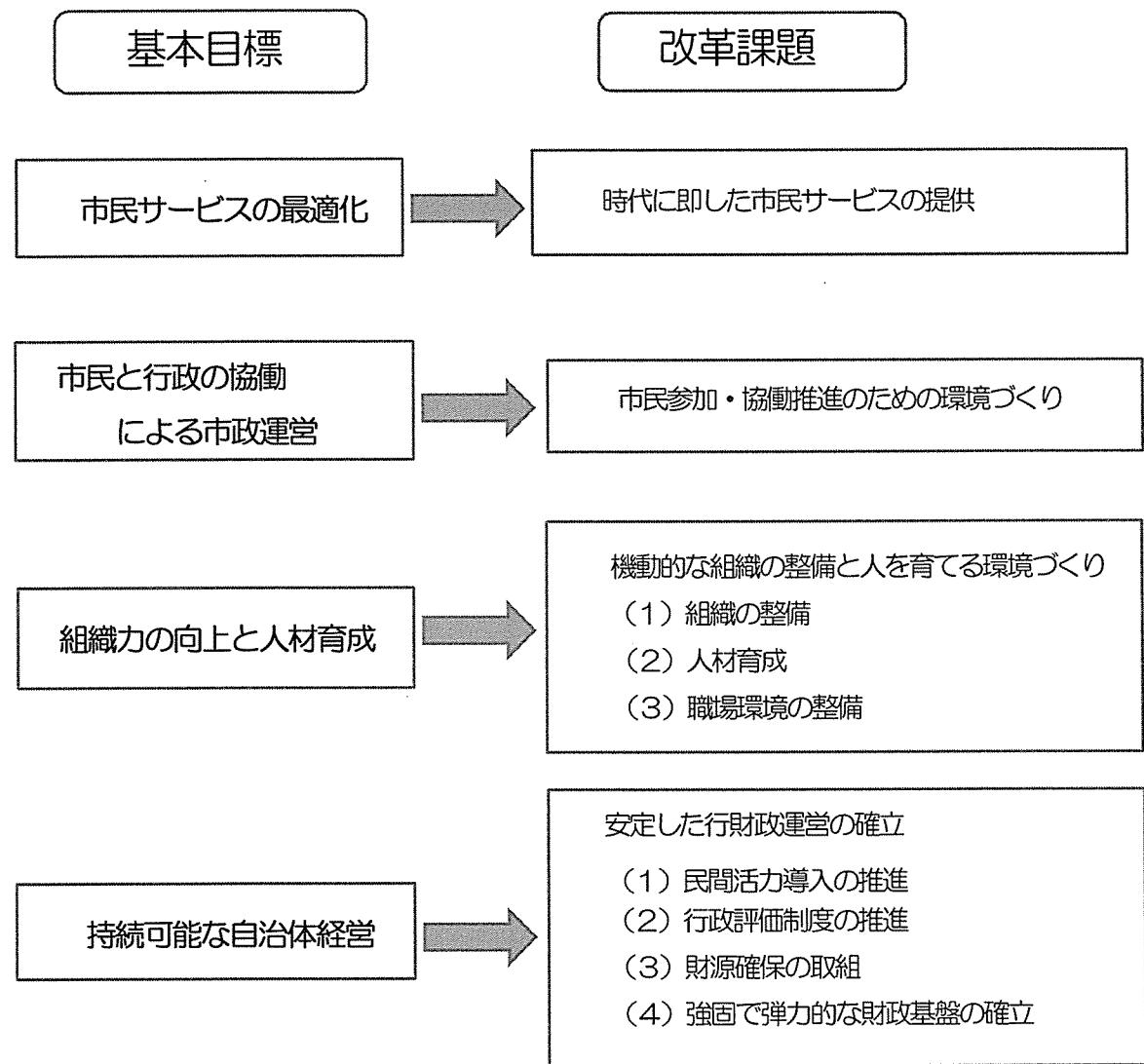
財政調整基金の現在高については、最低限、標準財政規模の12%の額を維持します。また、公共施設等整備基金の現在高については、決算剰余金の積立などにより、最低限、標準財政規模の12%の額を目指します。

経常収支比率については、計画期間において90%以下に低減し、公債費負担比率については、計画期間において、7%以下を維持します。

※ 市財政の現状については、21ページに掲載しています。

第6次行政改革大綱及び推進計画

第4 行政改革大綱体系図



第5 SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された国際目標です。

令和12年（2030年）を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGsでは、達成すべき具体的目標として、17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）が示されています。

このSDGsについて、国では、平成28年（2016年）に「SDGs実施指針」を策定し、SDGsを全国的に実施するためには、地方公共団体などによる積極的な取組が不可欠であるとしています。

市では、SDGsで掲げられている17のゴールについて、地方自治体の取組と密接な関連があり、地方自治体の取組そのものが、SDGsの達成につながるものであると考えています。本計画で掲げる事業等を推進することにより、SDGsの達成に取り組んでいきます。

本計画と密接な関連のあるゴールは以下のとおりです。



職員定員適正化の推進

1 定員適正化の目的

当市においては、これまでに行政改革大綱推進計画において定員管理計画を定め、職員の削減や定員適正化を進め、第5次行政改革大綱推進計画期間（平成29年度～令和3年度）においても、段階的に低減する定員管理の目標値を定め、定員の適正化に努めました。

地方公共団体の定員管理に関する国からの要請については、令和2年の総務副大臣通知（令和2年11月6日付総行給第52号）において、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を来たすような国の施策を厳に抑制することとされ、地方公共団体においては、引き続き「行政の合理化、能率化を図るとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むこと」が要請されています。

少子高齢化や人口減少の進展に伴い、行政需要が高度化・多様化・複雑化する中、大規模な自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、これまで想定し得なかった事態への対応などにより、市の業務量は増加を続けています。その一方で、引き続き厳しい財政状況が続いており、将来を見据えた持続可能な市政運営が求められ、不断の行政改革が必要となっています。

このような状況において、今後も、社会・経済情勢の変化に適応しながら、活力あるまち、持続可能なまちを目指していくため、令和2年度に実施した業務分析の結果を踏まえた令和4年度からの事務事業の見直し等の業務改革の実行と併せ、行政経費の中で大きな割合を占める人件費の抑制に配慮しつつ、行政需要に対応した効果的かつ効率的な市政運営を実現することを目的として、今後も引き続き定員適正化に取り組みます。

そして、行政の質の向上と定員適正化の取組により、行政の経営基盤の強化を図り、令和4年度を初年度とする「東大和市第三次基本構想」に掲げる将来の都市像「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」の実現に向けた取組を着実に推進していきます。

2 職員数等の分析

(1) これまでの定員管理の目標値と職員数

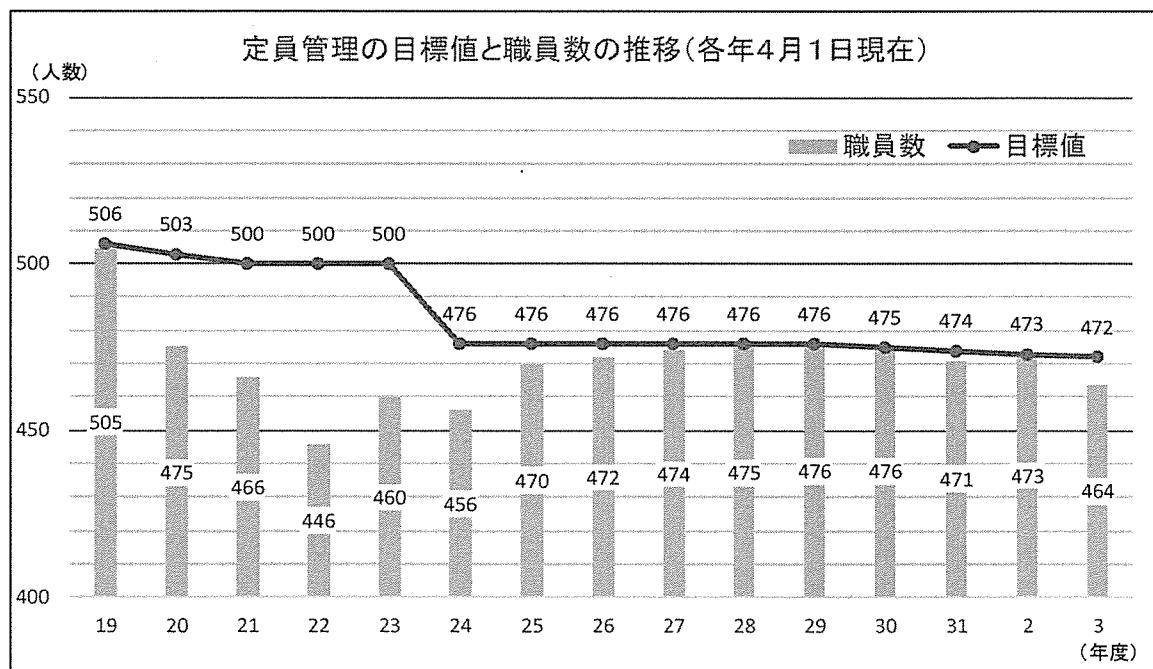
第3次行政改革大綱推進計画期間（平成19年度～平成23年度）においては、国からの定員削減要請を踏まえ、平成21年度の定員管理の目標値を500人と定め、平成23年度まで維持することとしました。この間、平成21年度から市民会館、平成22年度から体育施設等について指定管理者制度を導入、平成23年度から向原保育園を民営化するなどの取組を進めたことにより、平成23年度当初の職員数を460人（平成18年度当初比△72人）まで削減しました。

第4次行政改革大綱推進計画期間（平成24年度～平成28年度）においては、人口の緩やかな増加に伴う行政需要の拡大が予想されたことや地域主権戦略大綱

に基づく権限移譲が見込まれていたことなどから、更なる職員の削減は困難であると判断し、平成24年度の定員管理の目標値を、都内類似団体の職員1人当たり人口の平均値（175.3人）を基に476人と定め、平成28年度まで維持していくこととしました。この間、子ども・子育て支援制度や障害者自立支援制度への対応、高齢者を対象とした地域包括ケアシステムの構築、生活保護受給者増に伴う対応、防災対策の拡充、観光施策の推進などの新たな行政課題等に対して、必要となる職員を充てて対応する一方で、組織・事務分掌の見直し及び職員の効率的活用を図り、平成28年度当初の職員数は475人で目標値以内の職員数を維持することができました。

第5次行政改革大綱推進計画期間（平成29年度～令和3年度）においては、急速な少子高齢化の進展等に伴う行政需要の拡大等による業務量の増加が予想され、業務量に合わせた定員拡充の必要性が見込まれる中、都内類似団体との職員1人あたり人口の比較等により、平成29年度の目標値を476人とし、それ以後、段階的に毎年度1人ずつ低減（令和3年度：472人）することとしました。

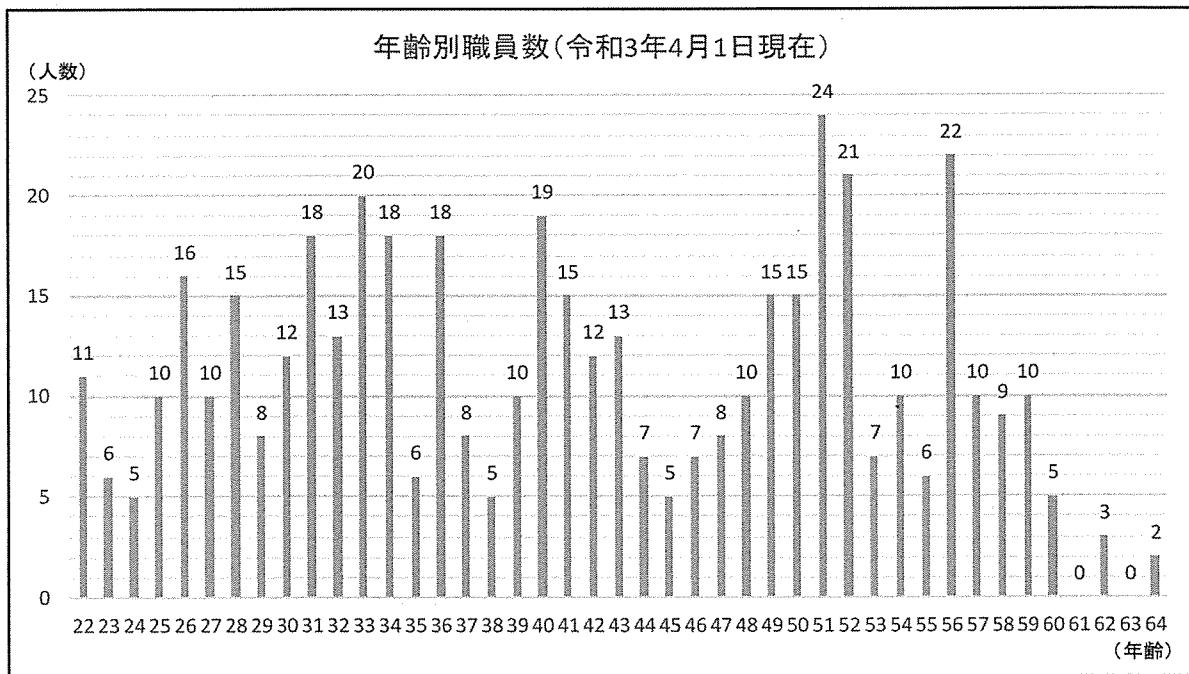
第5次行政改革大綱推進計画期間中も、下水道会計の公営企業会計への移行、公共施設等マネジメント、まち・ひと・しごと総合戦略に係るシティプロモーションの推進、国民健康保険広域化、新総合計画策定などの新たな行政課題に職員を充てて対応しながら、組織・事務分掌の見直し、学校給食センターの調理・配膳業務や学童保育所運営業務の民間事業者への委託などにより行政改革を進めることで定員を削減し、計画期間中において目標値以内の職員数に収めることができました。



※職員の採用については、年度途中で実施し、目標値内の定員の範囲内において職員の補充を行う場合もある。

(2) 職員の年齢構成

令和3年4月1日現在の職員の年齢構成は、第5次行政改革大綱推進計画（平成29年度～令和3年度）の取組期間当初に比べ、50歳代の職員が増加するとともに、再任用制度により60歳代の職員が増加しています。20歳代の職員は減少しており、全体として平均年齢は0.9歳上がりましたが、おおむね横ばいとなっています。

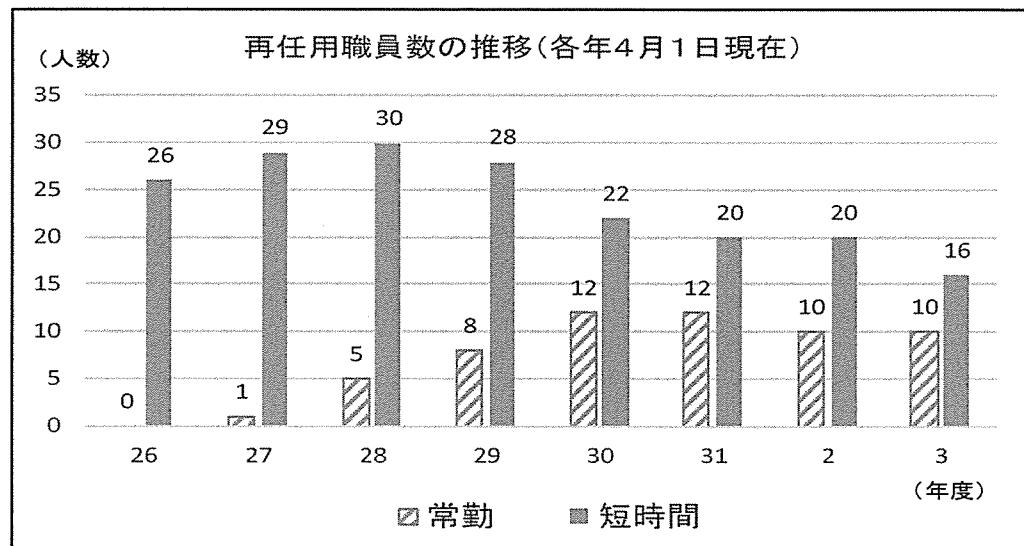


職員の年齢別人員数及び割合

年代	平成28年4月1日現在		令和3年4月1日現在		差 (ポイント)
22歳～29歳	109人	22.9%	81人	17.5%	△5.4
30歳～39歳	120人	25.3%	128人	27.6%	+2.3
40歳～49歳	127人	26.7%	111人	23.9%	△2.8
50歳～59歳	114人	24.0%	134人	28.9%	+4.9
60歳～64歳	5人	1.1%	10人	2.1%	+1.0
合計	475人	100%	464人	100%	-
平均年齢	40.4歳		41.3歳		+0.9歳

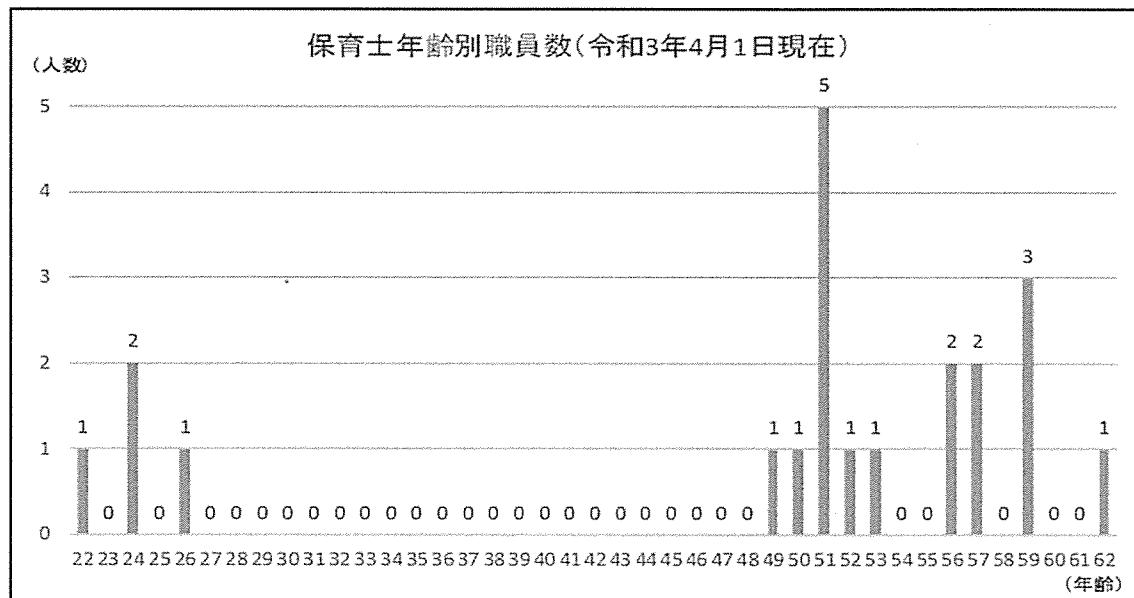
公的年金支給開始年齢の引上げの制度改正により構築された再任用制度については、平成26年度から再任用短時間勤務職員として退職者の再任用を開始し、現在（令和3年4月1日時点）は、フルタイムで勤務する再任用常勤職員10人と再任用短時間勤務職員16人を配置しています。

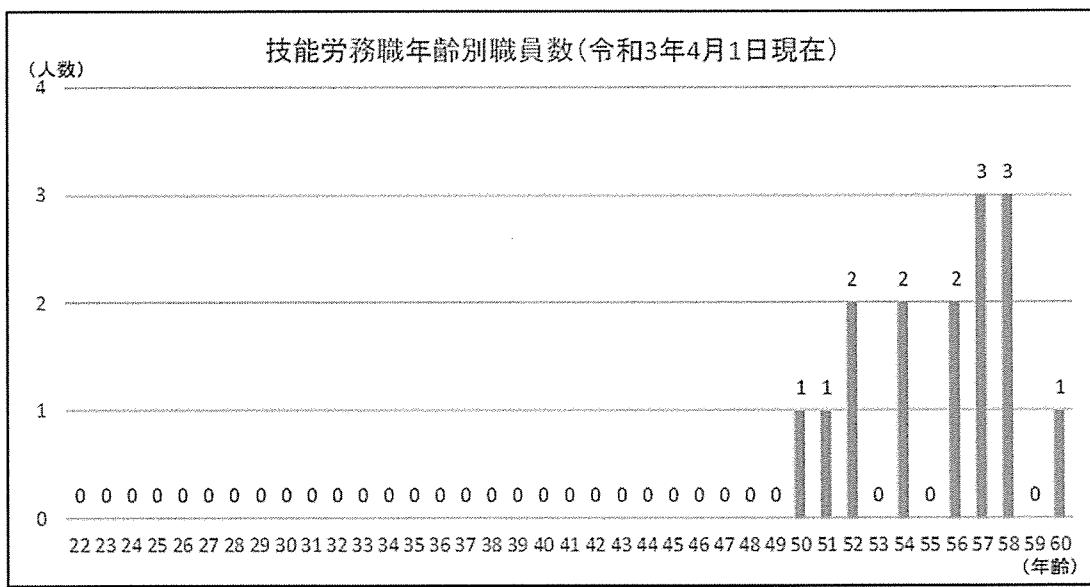
なお、フルタイムで勤務する再任用常勤職員については、定員に含まれることから職員数に算入しています。



職種別に職員数の年齢構成を見た場合、保育職や技能労務職の職員については年齢構成が高くなっています。これは、これまで行政改革の取組の中で両職に関係する業務における民間活力の導入により、職員の新規採用を抑制した結果です。

ただし、保育士については、保育士不足に対応するため、今後、人事行政上の必要から事務職場に配置する場合があることを条件として、平成31年度と令和3年度に保育士として新規採用を行いました。





3 職員数の比較

今後の適正な定員数を検討するため、現在の当市の職員数について、全国の類似団体や東京都内多摩地区26市との比較を行いました。

(1) 全国の類似団体別職員数の比較

総務省が公表する「類似団体別職員数の状況」(令和2年4月1日現在)を基に全国の類似団体との比較や分析を行いました。

類似団体とは、全国の区市町村を対象に、人口と産業構造（産業別就業人口）の2つの要素を基準として、グループ分けを行い、その同一グループに属する団体のことをいいます。人口規模や産業構造に類似性があることから、相互に比較対象として適するという特徴があります。当市の属するグループ（類型II-3）は、全国で84市、都内で6市の類似団体で構成されています。

類似団体別職員数による比較は、普通会計部門（公営企業等会計部門を除いた部門）を対象として、類似団体のグループごとに、人口1万人当たりの職員数の平均値を部門別に算出する方法で行われます。部門ごとに職員が配置されていない団体について、考慮することなく集計して平均値を算出する「単純値」比較と、部門ごとに職員が配置されている団体のみを対象として平均値を算出する「修正値」比較があります。

ここでは、「修正値」を用いて、類似団体別全国平均値と当市普通会計部門職員数（全職員数から公営企業等会計部門として保険年金課の一部、高齢介護課の一部、下水道課の職員を除いた職員数。令和2年4月1日現在）を比較すると次のとおりとなりました。

比較差を見ると、合計で△55人となり、第5次行政改革大綱推進計画期間（平成29年度～令和3年度）に引き続き、当市普通会計部門職員数は全国平均値を大幅に下回っています。

(単位：人)

区分	普通会計								教育	合計	
	一般行政										
類型Ⅱ－3 (東大和市が属するグループ)	議会	総務・企画	税務	民生	衛生	農林水産	商工	土木			
全国類似団体 平均値	7	486	35	143	29	13	14	53	58	486	
東大和市	7	431	38	106	33	3	5	46	65	431	
差	0	△55	3	△37	4	△10	△9	△7	7	△55	

※基準日：(人口) 令和2年1月1日、(職員数) 令和2年4月1日

(2) 東京都内多摩地区26市の比較

「令和2年地方公共団体定員管理調査（総務省）」の数値を基にした職員1人当たり人口について、東京都内多摩地区26市を対象として比較を行いました。

職員1人当たり人口とは、人口を職員数で除することで算出し、その数値が大きいほど職員1人当たりが受け持つ市民数が多いことになります。当市の普通会計部門及び公営企業等会計部門を合わせた総職員数は473人であり、この数値で人口を除すると、職員1人当たり人口は180.34人（26市中16位）となり、26市の平均値（181.57人）と同程度となっています。

(単位：人)

市名	住民基本 台帳人口	普通会計部門 職員数(A)	公営企業等会 計職員数(B)	総職員数 (A+B)	職員1人当 たり人口	順位 (位)
八王子市	562,480	2,685	195	2,880	195.31	6
立川市	184,090	975	102	1,077	170.93	21
武蔵野市	146,871	859	89	948	154.93	24
三鷹市	188,461	918	68	986	191.14	9
青梅市	133,032	634	88	722	184.25	13
府中市	260,232	1,232	90	1,322	196.85	4
昭島市	113,397	552	88	640	177.18	17
調布市	237,054	1,206	91	1,297	182.77	14
町田市	428,821	2,117	196	2,313	185.40	11
小金井市	122,306	624	53	677	180.66	15
小平市	194,869	894	60	954	204.27	2
日野市	186,346	1,006	51	1,057	176.30	18
東村山市	151,255	742	44	786	192.44	8
国分寺市	125,170	608	39	647	193.46	7
国立市	76,280	439	41	480	158.92	23
福生市	57,617	361	31	392	146.98	26
狛江市	83,257	414	34	448	185.84	10
東大和市	85,301	431	42	473	180.34	16
清瀬市	74,636	406	41	447	166.97	22
東久留米市	116,916	541	53	594	196.83	5
武蔵村山市	72,382	354	38	392	184.65	12
多摩市	148,823	784	65	849	175.29	20
稻城市	91,540	399	30	429	213.38	1
羽村市	55,354	337	39	376	147.22	25
あきる野市	80,667	423	37	460	175.36	19
西東京市	205,125	948	61	1,009	203.30	3
26市平均	160,857	803.42	67.92	871.35	181.57	—

※基準日：(人口) 令和2年1月1日、(職員数) 令和2年4月1日

※各市の比較条件を合わせるため、病院及び消防の職員を除いています。

(3) 東京都内類似団体6市の比較

「令和2年地方公共団体定員管理調査（総務省）」の数値を基に、東京都内にある類似団体（令和2年4月1日現在）6市を対象として比較を行いました。東京都内類似団体は、国立市、福生市、清瀬市、稲城市、あきる野市、当市の6市です。職員1人当たり人口を比較すると当市の数値（180.34人）は6市の平均値の173.66人を上回り、職員1人当たりが受け持つ人口は6市中2番目に多い状況でした。第5次行政改革大綱策定時（平成29年1月）では、181.27人で6市中3番目（当時の類似団体は狛江市、武蔵村山市、羽村市を加えた9市（人口は平成28年1月1日現在）。9市中では4番目）であったことから、ほぼ同じ水準を維持しています。

(単位：人)

区分	市名	國 立 市	福 生 市	清 瀬 市	稻 城 市	あ き る 野 市	東 大 和 市	6 市 平 均
一般行政部門	議 会	7	6	6	7	6	7	6.5
	総 務	115	117	122	108	106	128	116.0
	税 務	34	23	31	34	35	38	32.5
	民 生	153	66	128	108	102	106	110.5
	衛 生	28	28	31	26	40	33	31.0
	労 働	1	0	0	0	0	0	0.2
	農林水産	4	3	4	5	10	3	4.8
	商 工	3	7	2	6	16	5	6.5
	土 木	42	38	22	55	36	46	39.8
教 育		52	73	60	50	72	65	62.0
普通会計部門合計		439	361	406	399	423	431	409.8
公営企業等会計部門		41	31	41	30	37	42	37.0
職 員 数		480	392	447	429	460	473	447
住民基本台帳人口		76,280	57,617	74,636	91,540	80,667	85,301	77,674
職員 1 人当たり 人口及び順位	158.92	146.98	166.97	213.38	175.36	180.34	173.66	
	5位	6位	4位	1位	3位	2位	—	

※基準日：(人口) 令和2年1月1日、(職員数) 令和2年4月1日

※各市の比較条件を合わせるため、稲城市は病院及び消防の職員を除いています。

4 定員適正化の推進と目標

職員数等の分析や他市との比較の結果等を基に、第6次行政改革大綱推進計画期間（令和4年度～令和8年度）における定員管理の目標値を定め、定員適正化を推進します。

（1）定員適正化の推進

第五次基本計画第3編第3章の「行財政ー1」の施策の展開方向に定めた「市民サービスの質の向上と効果的・効率的な行財政運営の推進」、「より一層の行政改革の推進」などの実現に向け、第6次行政改革大綱推進計画の取組を実施することにより、定員適正化を推進していきます。

（2）定員管理の目標値

① 他団体の職員数との比較の整理

「3 職員数の比較」の結果を見ると、当市の普通会計部門の職員数については、全国の類似団体の平均値を大幅に下回っています。また、職員1人当たり人口については、当市は180.34人であり、この数値は、多摩地区26市の平均値（181.57人）と同程度であるとともに、都内類似団体6市の平均値（173.66人）を上回る状況にあります。

② 定員管理の目標値の検討

第5次行政改革大綱推進計画期間（平成29年度～令和3年度）における定員管理の目標値については、業務効率化による低減を基本としながら、急速な少子高齢化の進展等による業務増に対応するため、平成29年度は第4次行政改革大綱推進計画期間（平成24年度～平成28年度）で定めた数値と同じ476人とするとともに、毎年度一人ずつ段階的に低減（令和3年度：472人）することとした。

第6次行政改革大綱推進計画期間（令和4年度～令和8年度）においても、引き続き業務効率化による定員削減を目指した目標値を定め、定員の適正化に努めています。

③ 職員数の増減要因

第6次行政改革大綱推進計画期間（令和4年度～8年度）には、計画期間当初の令和4年度から図書館地区館への指定管理者導入による定員の削減が見込まれるところですが、少子高齢化や人口減少の進展に伴い、行政需要が高度化・多様化・複雑化する中、大規模な自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、これまで想定し得なかった事態への対応などにより、市の業務量は増加を続けており、安定的な行政サービスの提供と新たな行政課題に対応するためには、業務量に合わせた定員の確保が必要になることが予想されます。

また、一方で、段階的な廃園を予定している狭山保育園や民設民営の児童発達支援センター整備により廃園を予定しているやまとあけぼの学園については、両施設の業務に従事していた保育士や技能労務職の職員の職務の確保と人材活用を図る必要があります。

④ 定員管理の目標値

②及び③の状況を踏まえ、第6次行政改革大綱推進計画期間（令和4年度～令和8年度）の定員管理の目標値について、第5次行政改革大綱推進計画期間（平成29年度～令和3年度）における令和3年度の目標値472人を令和8年度まで維持すると仮定した場合、令和8年度の職員1人当たり人口は179.49人となり、現在よりも職員1人当たりが受け持つ市民数が減少することになります。

このことを踏まえ、第6次行政改革大綱推進計画期間（令和4年度～令和8年度）の定員の目標値については、令和2年度に実施した業務分析の結果を踏まえて業務効率化を図りながら、段階的に目標値の低減を目指し、定員の適正化に努めています。

令和4年度の目標値は、図書館地区館への指定管理者導入による定員の削減等が見込まれる一方で、新型コロナウィルス感染症等新たな行政課題に対応するための増要因も見込まれることから、これらを踏まえ、令和3年の472人から3人低減し、469人とします。それ以降、下表のとおり段階的に目標値の低減を目指します。

なお、国による定年延長制の導入により、地方公務員についても、令和5年度から定年退職の年齢が2年に1歳ずつ段階的に65歳まで引き上げられる予定です。このため、定年退職者が0となる年度が生じることとなります。

目標値を積算するに当たっての退職者数の設定については、定年延長を考慮し、定年を1歳引き上げる年度の定年退職者は0人としています。このことにより、定年退職者が0となる年度については、翌年度の目標値を低減せず維持するものとし、その翌年度に2か年分を低減することとします。

令和4年度以降の職員数の推移

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定員管理の目標値	469人	468人	468人	466人	466人
新規採用者数	5人	8人	0人	8人	0人
退職者数	9人	0人	10人	0人	22人
人口推計値	85,422人	85,343人	85,244人	85,143人	84,720人
職員1人当たり人口	182.14人	182.36人	182.15人	182.71人	181.80人

※ 定員管理の目標値は、当該年度の当初の数を示しています。

※ 新規採用職員数は、当該年度の当初に採用する数を示しており、当該年度の定員管理の目標値に含めています。定年延長の影響により、0人になっている年度があります。

※ 退職者数は、当該年度末で定年退職する数を示しています。定年延長により、0人の年度があります。

※ 人口は、「人口推計報告書（令和元年10月策定）」における住民基本台帳ベースの推計値を使用しました。

※ 派遣職員や普通退職の職員等は、流動的であるため算入していません。

市財政の現状

ここでは、一般会計の決算における統計調査（地方財政状況調査）により、市財政の現状を各指標で表しました。

東大和市の場合、歳入では市税収入の割合が比較的低く、財政運営上、地方交付税など国からの交付金が必要不可欠な財源となっています。歳出では、社会保障制度の一環として支給する扶助費が高止まりの状況となっています。また、行政改革大綱に基づく、経常的な支出の抑制や、収納対策等による歳入の確保を図ってきましたが、経常収支比率が増加傾向となっていました。令和2年度決算においては、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への受診控え等による扶助費の減少等により数値は一時的に改善していますが、市財政につきましては、少子高齢化や人口減少の進展に伴う市税等収入の減少や社会保障関係経費の増加、公共施設の老朽化対策に加え、行政のデジタル化等の新たな課題への対応など、今後も厳しい財政状況が続くものと考えています。

1 市財政の構造

(1) 財政収支（決算）の状況

実質収支（E）は、歳入総額（A）から歳出総額（B）を差引き、ここから翌年度への繰越財源（D）を除いた額となりますが、各年度とも黒字となっています。

次に、単年度収支（F）は、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いた額となりますが、年度比較による黒字（赤字）額の増減を表します。

また、実質単年度収支（J）は、積立金（G）や後年度債務の繰上償還（H）のような実質的黒字要因、積立金の取崩し（I）のような実質的赤字要因を、単年度収支に加味したものです。実質単年度収支が赤字（△表示）となった年度は、その年度において積立金（財政調整基金）を取崩したことが主な要因となっています。

令和2年度は、実質収支が前年度より増加したことにより、単年度収支は約5億3,300万円の黒字となり、積立金が積立金取崩額を約2億8,000万円上回ったため、実質単年度収支については約8億1,300万円の黒字となりました。

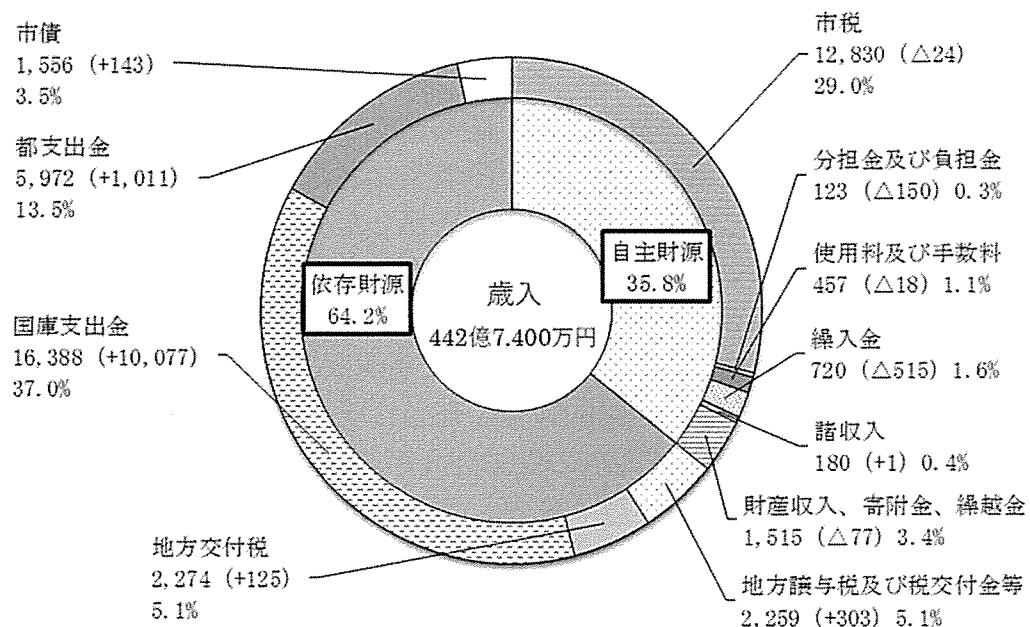
（単位：百万円）

年度	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 C(A-B)	繰越財源 D	実質収支 E(C-D)	単年度収支 F(E-前年度のE)	積立金 G	繰上 償還金 H	積立金 取崩額 I	実質単年度 収支 J(F+G+H-I)
H23	28,697	27,548	1,149	249	900	229	341	0	562	8
H24	29,200	27,988	1,212	0	1,212	312	451	0	229	534
H25	29,423	28,076	1,347	19	1,328	116	610	0	292	434
H26	30,466	29,252	1,214	14	1,200	△ 128	365	0	279	△ 42
H27	32,034	30,732	1,302	29	1,273	73	600	0	542	131
H28	34,697	33,100	1,597	103	1,494	221	637	0	783	75
H29	33,029	31,608	1,421	0	1,421	△ 73	747	0	558	116
H30	32,418	30,871	1,547	74	1,473	52	711	0	519	244
H31	33,398	31,934	1,464	80	1,384	△ 89	736	0	1,074	△ 427
R2	44,274	42,281	1,993	76	1,917	533	692	0	412	813

令和2年度 財政収支（決算）の状況

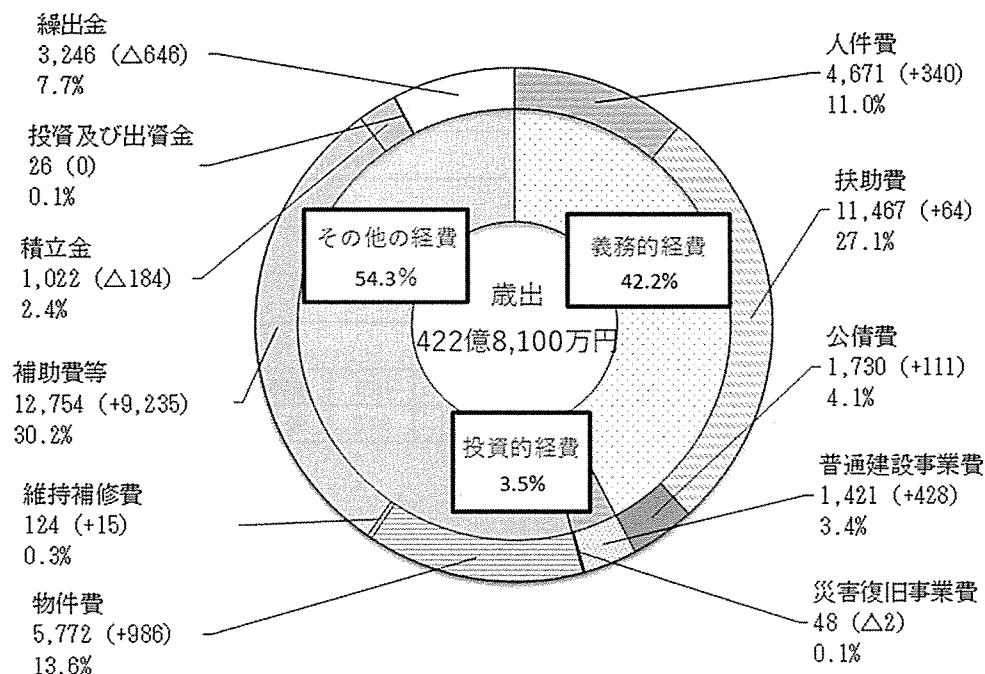
（単位：百万円・△は前年度比較・%は構成比）

歳入総額：44,274 百万円（対前年度比：10,876 百万円）



歳出総額：42,281 百万円（対前年度比：10,347 百万円）

（性質別歳出）



(2) 決算における財政指標

財政の健全性を表す指標として、経常収支比率や公債費比率のほか、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標などがあります。

① 経常収支比率

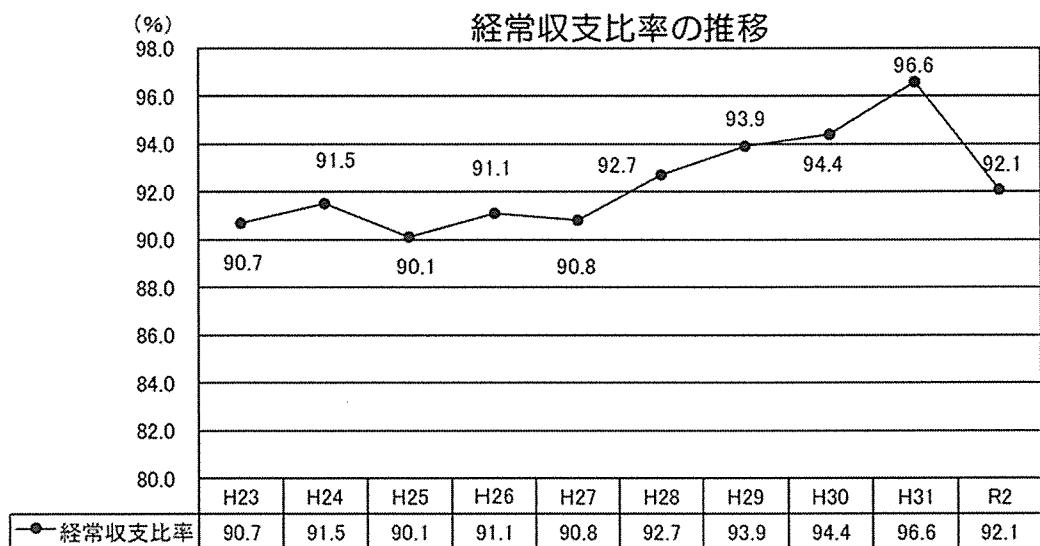
財政構造の弾力性を判断する比率として経常収支比率があります。

これは、経常的収入（市税や国・都からの交付金など）に対する経常的支出（人件費や扶助費など）に必要な財源の割合を示したものです。

この比率が増加することは、財政の硬直化が進み、新たな事業に取り組むための財源や投資的経費の財源など、その年度に自由に使える財源が減少することを意味しますので、東大和市では、現在、90%以内に抑えることを目標としています。

令和2年度では、分子となる経常的経費に充当した一般財源は、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への受診控え等による扶助費や繰出金の減少により、総額で約161億8,301万4千円、2.2%の減となりました。また、分母となる経常一般財源等は、市税が減少する一方で、地方消費税交付金や地方交付税が増加し、総額では約175億6,306万円、2.6%の増となりました。

この結果、経常収支比率は92.1%となり、前年度と比較して4.5ポイント減となりました。



備考：経常収支比率＝経常的経費に充当した一般財源 ÷ 経常一般財源等

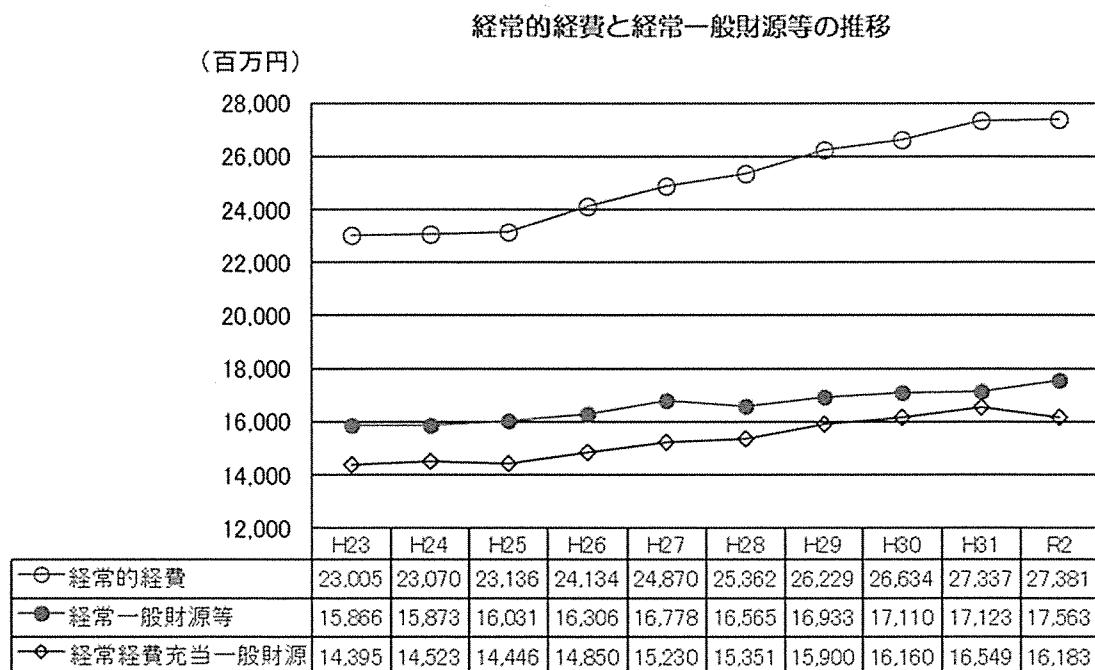
② 経常的経費と経常一般財源等の推移

歳入は、一般財源と特定財源^{*}に分類され、一般財源は使途の制限がなく、どのような経費にも自由に使える財源となっています。経常一般財源は、市税や国・都からの交付金など、経常的に収入される一般財源のことをいいます。また、これらと同様に使用される歳入を含めて経常一般財源等として統計調査（地方財政状況調査）において区分されます。

一方、歳出は経常的経費と臨時の経費に分類され、毎年度義務的に支出する人件費、扶助費、公債費などは経常的経費に区分されます。また、経常的経費に必要な一般財源のことを経常経費充当一般財源といいます。

令和2年度では、地方消費税交付金や普通交付税の増加により、使途の制限がなく自由に使える財源（経常一般財源等）が増加しました。また、経常的経費のうち新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への受診控え等により扶助費や繰出金が減少しました。しかし、人件費や公債費などは増加しているため、今後、さらなる経費の抑制が必要となっています。

※ 特定財源とは、国や東京都からの補助金、利用者の負担金など特定の経費のみに使える財源のことをいいます。次の表では、経常的経費と経常経費充当一般財源との差額が経常的経費に充当された特定財源として捉えることができます。



備考：この表における経常一般財源等は、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を含んだ数値です。

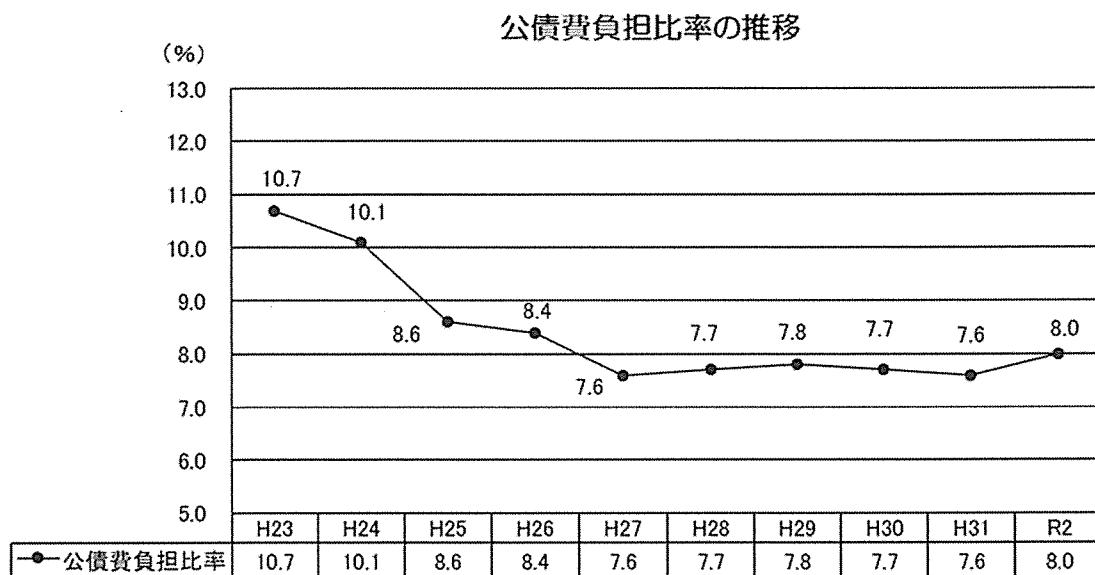
③ 公債費負担比率

公債費負担比率とは、一般財源総額に対する公債費（借入金の償還費）に充当された一般財源の割合で、財政構造の弾力性を判断する比率です。

この比率が増加することは、財政の硬直化が進み、その年度に自由に使える財源が減少することを意味しますので、当市では、現在、公債費負担比率を7%以内に抑えることを目標としています。

令和2年度では、学校給食センター新築工事に係る元金償還が始まるなど公債費に充当した一般財源が約17億3,006万9千円となり、一般財源総額は約217億529万7千円となりました。

この結果、公債費負担比率は8.0%となり、前年度と比較して0.4ポイント増となりました。



(3) 財政健全化法における財政指標

財政健全化法が平成19年6月に成立し、平成19年度決算から財政の健全性に関する比率を公表する制度が設けられました。各比率には、市町村の財政規模（標準財政規模）により基準となる比率（早期健全化基準）が定められ、その比率を越えると財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て都道府県知事に報告することになっています。

健全化判断比率（4指標）

① 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等（普通会計）における実質赤字額の標準財政規模に占める割合で、令和2年度は黒字となったため、実質赤字比率は対象外となりました。

早期健全化基準	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
12. 63%	—	—	—	—	—

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、一般会計等に国民健康保険事業などの特別会計や下水道事業会計を加えた全会計における実質赤字額の標準財政規模に占める割合で、令和2年度は黒字となったため、連結実質赤字比率は対象外となりました。

早期健全化基準	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
17. 63%	—	—	—	—	—

③ 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計の公債費に公債費に準ずるもの（下水道事業等の公債費に充てる一般会計からの繰出金等）を含めた実質的公債費に充当された一般財源の標準財政規模に占める割合となります。

令和2年度は、前年度より0.5ポイント増となる-2.2%となりました。

早期健全化基準	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
25. 0%	-2. 6%	-2. 6%	-2. 7%	-2. 7%	-2. 2%

④ 将来負担比率

将来的に負担することになる実質的負債にあたる額（将来負担額）の標準財政規模に対する割合で、令和2年度は、将来負担の控除財源となる充当可能財源等が将来負担額を上回ったことにより、将来負担額がマイナスになり、数値は算定されませんでした。

※ 将来負担額は、市債（借入金）残高、一部事務組合等の負担予定額、退職手当支給予定期などの合算額から、積立基金（残高）や都市計画税などを控除した額となります。

早期健全化基準	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
350. 0%	—	—	—	—	—

2 市財政（決算数値）の推移

市がサービスを提供するために必要な経費は、主に市税や国・都からの交付金及び補助金等の収入で賄われます。

高齢化の進展に伴い、社会保障関係費となる扶助費や介護保険事業及び後期高齢者医療に係る特別会計への繰出金が高止まりとなっています。一方で市税は、景気の変動や税制改正等により増減し、また、交付税など国からの交付金についても、制度の見直しによって増減することもあります。

このような状況に対し、市は、行政改革大綱等に基づく経費の縮減に努め、歳入確保のための対策を講じ、提供するサービスの維持・向上を図ってきました。

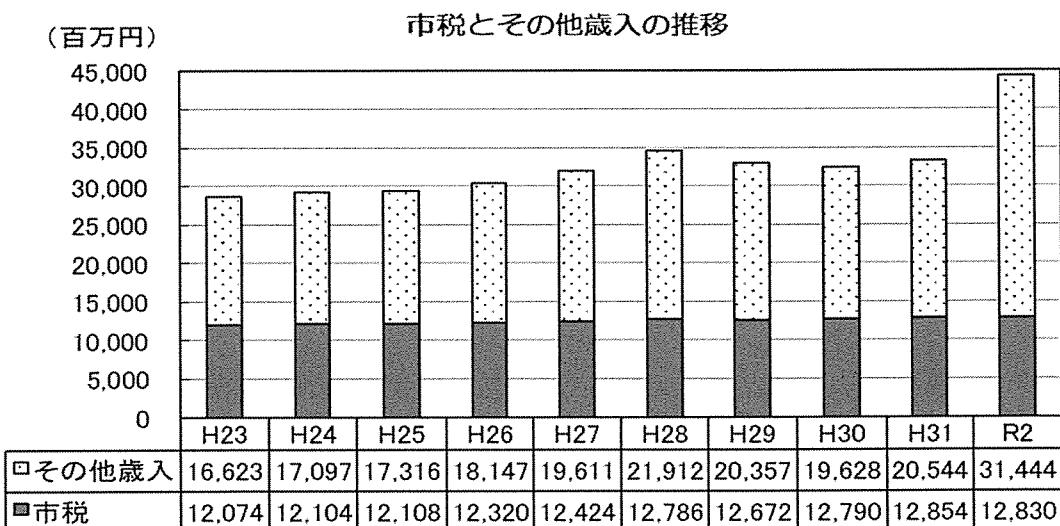
今後においても、市民サービスの維持・向上のためには、歳入の確保と限られた財源を有効に活用するための取組を講じる必要があります。

（1）市税等の収入状況

① 市税（経常一般財源）

市税は、市の収入の根幹をなし、使途の制限がないお金（経常一般財源）として扱われます。収入全体における市税の占める割合は 29.0%から 42.1%までの間で推移しており、収入全体の額が増加傾向にあるため、概ね、割合が低くなる傾向にあります。

市税の推移ですが、景気の変動や税制の改正などにより、約 121 億円から約 128 億円までの間で推移しています。令和 2 年度の市税は、約 128 億円となり、歳入全体における市税の占める割合は 29.0%で、前年度より 9.5 ポイントの減となっています。これは、新型コロナウイルス感染症対策のための国庫支出金や都支出金の影響が大きかったためです。



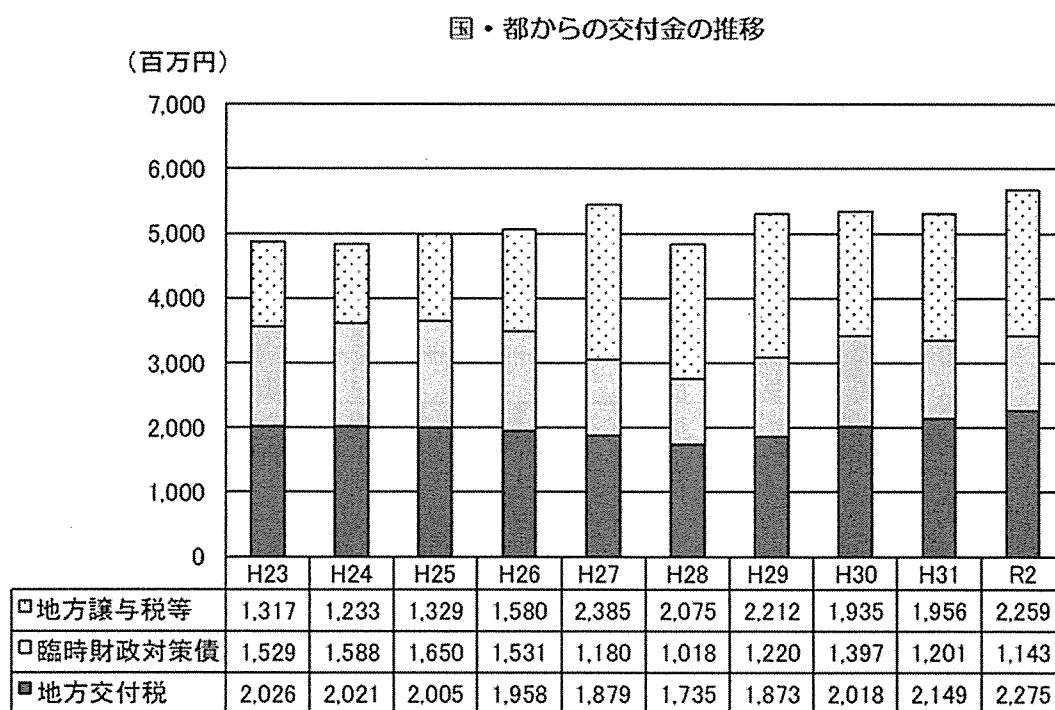
② 国・都からの交付金（経常一般財源）

国や東京都からは、特定の経費に対する補助金のほか、交付税や譲与税などの使途の制限がないお金（経常一般財源）が市に交付されます。

このうち自治体間の財政の均衡を図る地方交付税は、当市の財政運営上、必要不可欠な財源となっています。

令和2年度の地方交付税は約22億7,500万円で、前年度と比べて約1億2,600万円の増額となりました。また、交付税に関連した国の地方財政対策として、平成13年度以降、臨時財政対策債（借入金）による補填が行われています。

景気の動向に左右される市税に対し、国・都からの交付金は、市財政を安定して運営するための必要不可欠な財源となっています。



備考1：地方交付税は、普通交付税と特別交付税（震災復興特別交付税を含む）の合算額です。

2：地方譲与税等には、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、法人事業税交付金、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金が含まれています。

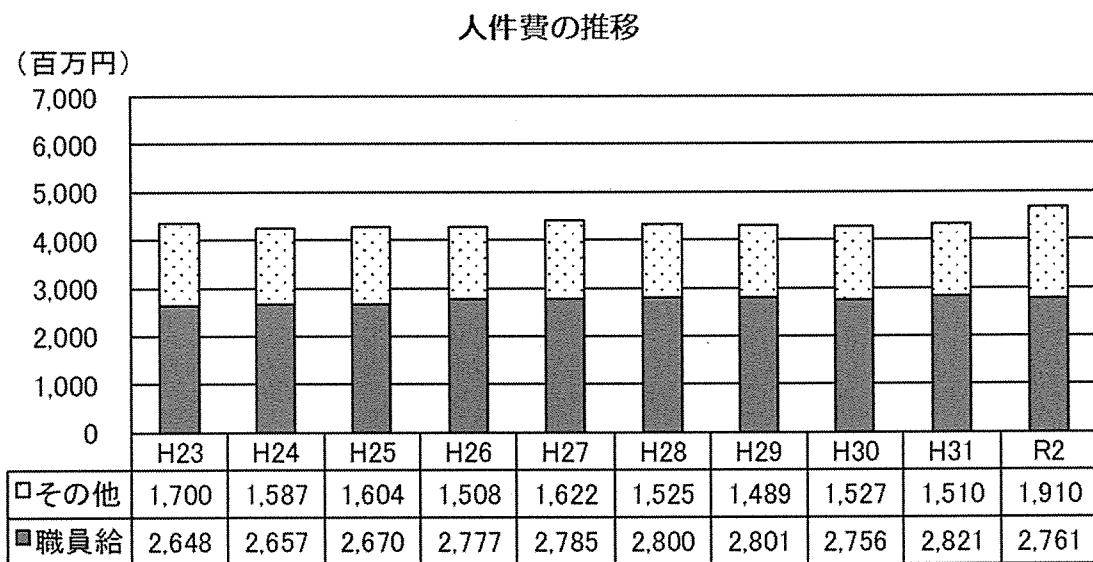
(2) 性質別支出の状況

市の支出については、決算における統計調査（地方財政状況調査）において人件費や扶助費などの性質別に分類します。主な性質別支出の状況について、その推移を表しました。

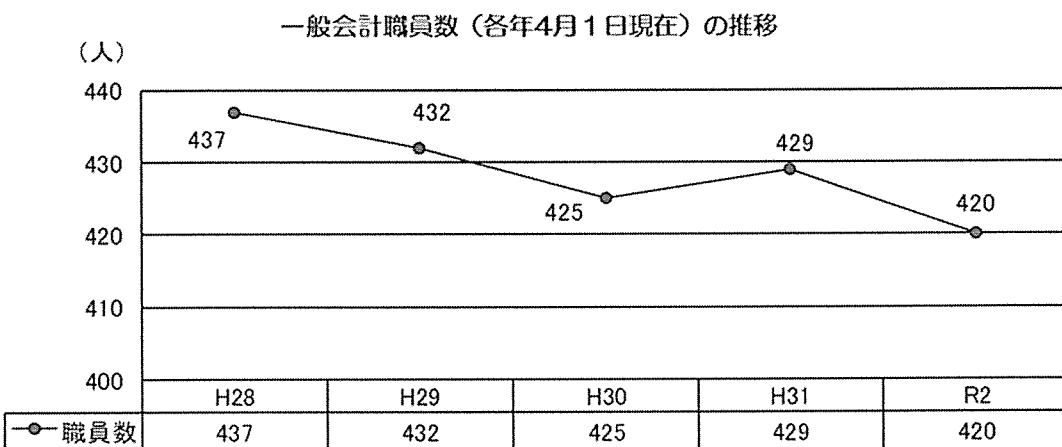
① 人件費の推移

人件費は、市長等の特別職、一般職や会計年度任用職員等の給与関係費となります。令和2年度では、会計年度任用職員制度の開始により、その他の人件費が増加するなど、前年度に比べ約3億4,000万円増額の約46億7,100万円となりました。

なお、歳出に占める人件費の割合は、11.0%となっています。



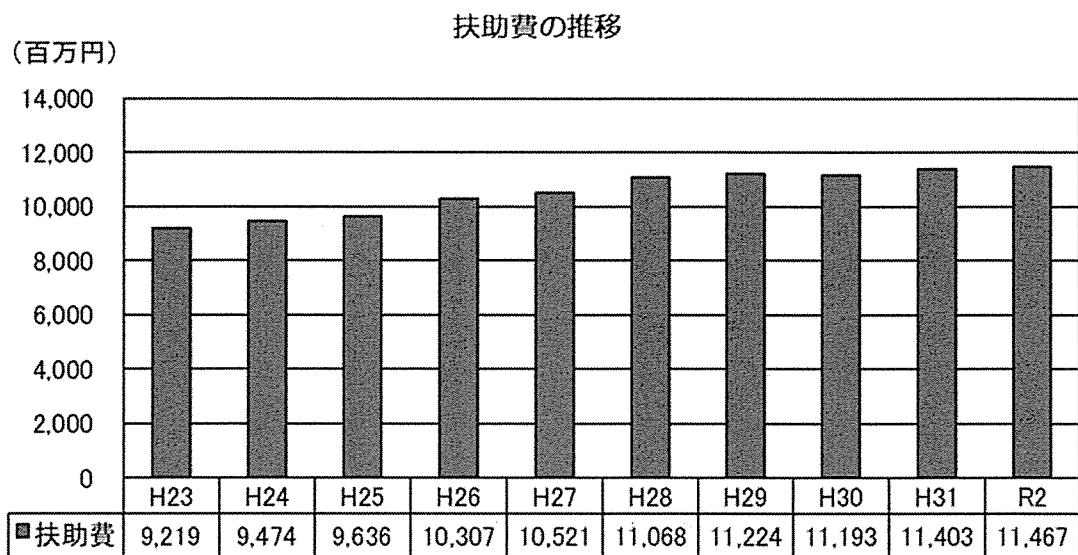
備考：職員給は、給料及び職員手当をいい、その他は、議員報酬、委員等報酬、市長等の特別職の給与、退職手当組合への負担金などをいいます。



② 扶助費の推移

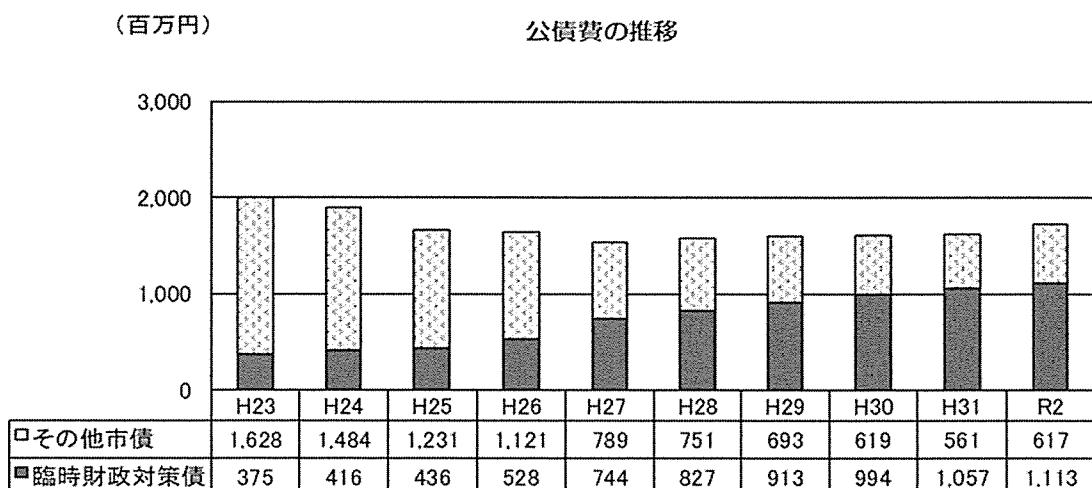
扶助費とは、社会保障制度の一環として現金または物品等の支給に係る経費のこととし、生活保護法や児童福祉法などの法令に基づくもののほか、市単独の施策として行う法外援護費等を含んでいます。

令和2年度の扶助費は、約 114 億 6,700 万円となり、生活保護費が減少したもののひとり親世帯や子育て世帯への臨時特別給付金の皆増等により、前年度に比べ約 6,400 万円の増額で、歳出に占める扶助費の割合は、27.1%となっています。



③ 公債費の推移

道路の整備や学校等の施設建設など、将来にわたって効果が残る事業の財源については、市債（借入金）を活用することができます。また、地方財政計画における財源対策（臨時財政対策債）の借入れを行っています。これらの市債（借入金）は、翌年度以降に公債費として償還しています。



④ 物件費及び補助費等の推移

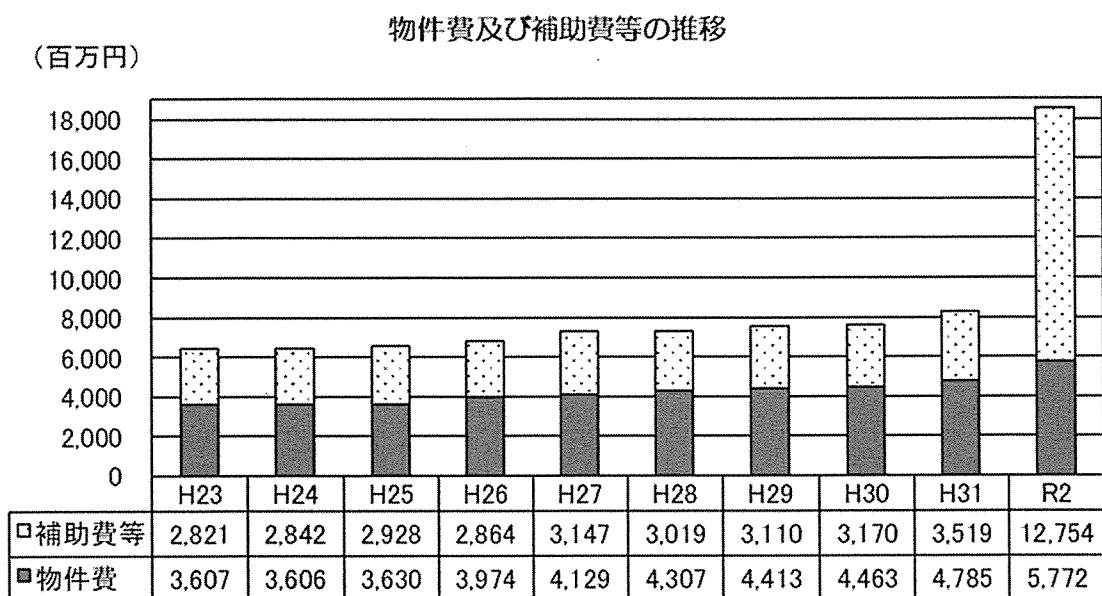
需用費、各種委託料など施設管理経費や事務経費を物件費といいます。

令和2年度の物件費は、会計年度任用職員制度の開始により、物件費に計上していた臨時職員賃金が会計年度任用職員報酬に移行したことで約2億6,600万円の減額となりましたが、GIGAスクール整備のための電算機器機等購入費の皆増などにより、前年度に比べ9億8,700万円の増額となっています。

補助費等は、東京都への消防事務委託費、一部事務組合に対する負担金、団体等への補助金が主なものとなります。約28億円から35億円までの間で推移していましたが、令和2年度は特別定額給付金の皆増や下水道事業が公営企業会計に移行したことにより大きく増加しました。

※ 一部事務組合とは、廃棄物の処理など、いくつかの市で事務を共同処理するために設置されるものです。

統計調査（地方財政状況調査）の対象は、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合、東京都市町村職員退職手当組合、小平・村山・大和衛生組合、東京たま広域資源循環組合、湖南衛生組合、昭和病院企業団、東京市町村総合事務組合、東京都後期高齢者医療広域連合となります。



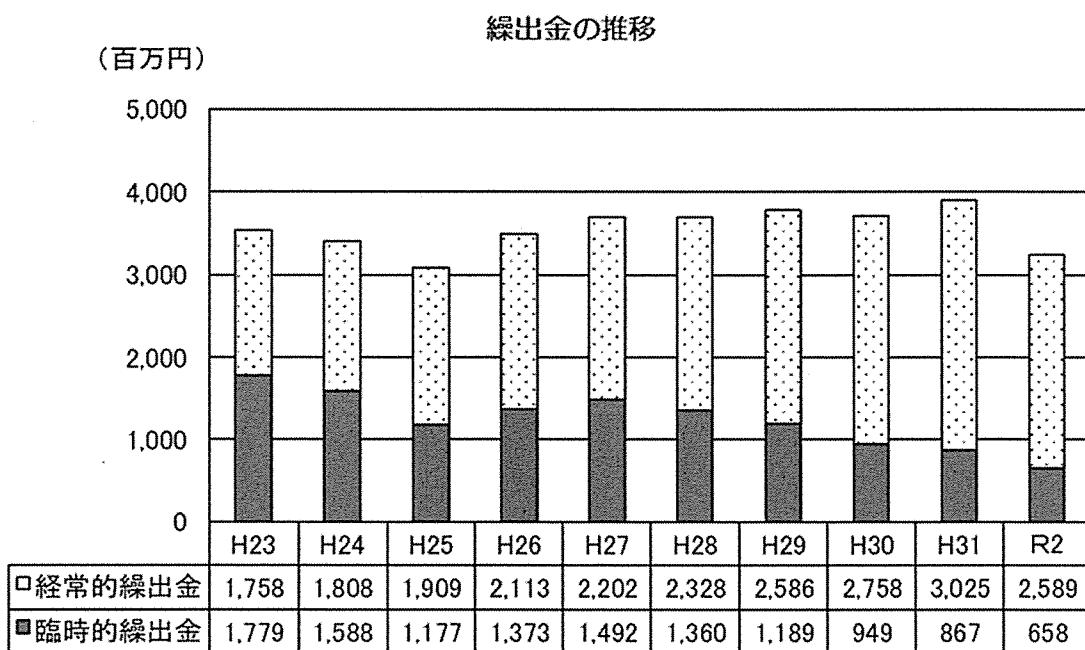
⑤ 繰出金の推移

市が行うサービス（事業）には、特別会計を設置し、一般会計とは別に会計処理を行うものがあります。

当市では、「国民健康保険事業」、「土地区画整理事業」、「介護保険事業」及び「後期高齢者医療」の4つの特別会計が設置されています。

特別会計は原則として、その会計における収入で経費を賄うことになっていますが、一般会計で負担する必要性がある経費に対しては特別会計への繰出金（経常的繰出金）が認められています。それ以外の繰出金は、赤字補填等の臨時的繰出金として捉えることができます。

令和2年度の繰出金については、下水道事業が公営企業会計に移行したことにより、算定上、繰出金から補助費等での算出となったことや、国民健康保険財政健全化のための赤字解消による国民健康保険事業特別会計への繰出金の減少により、全体では、前年度に比べ約6億4,500万円の減額となりました。



(3) 積立金等の状況

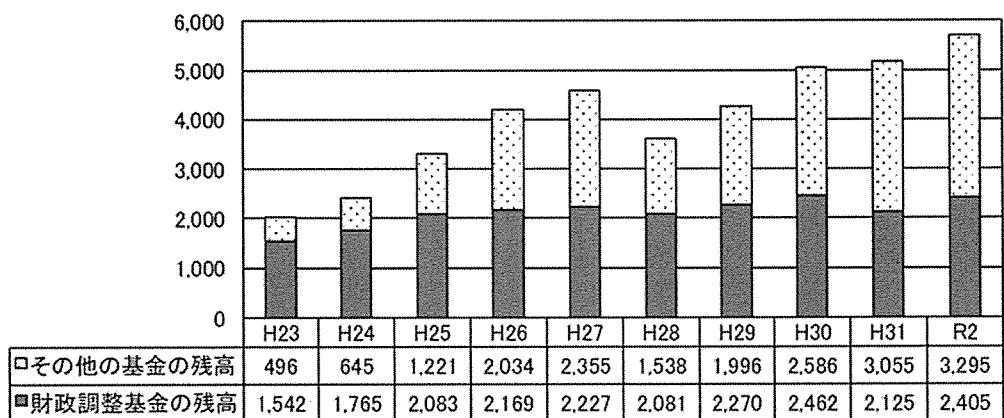
① 基金積立金（残高）の推移

市では、特定の目的のために資金を積立てる基金を設置し、運用等を行っています。基金積立金は、積立目的に沿った事業の実施や市税等の減少など財政状況の変化に柔軟に対応するため、臨時的財源として活用します。

令和2年度末における、財政調整基金の残高は、積立額が取崩額を上回ったことにより、約2億8,000万円の増額となりました。また、公共施設等整備基金等に積立を行ったことから、その他の基金残高についても約2億4,000万円の増額となり、基金積立金の残高全体では、前年度に比べ約5億2,000万円の増額となっています。

(百万円)

基金積立金の残高の推移

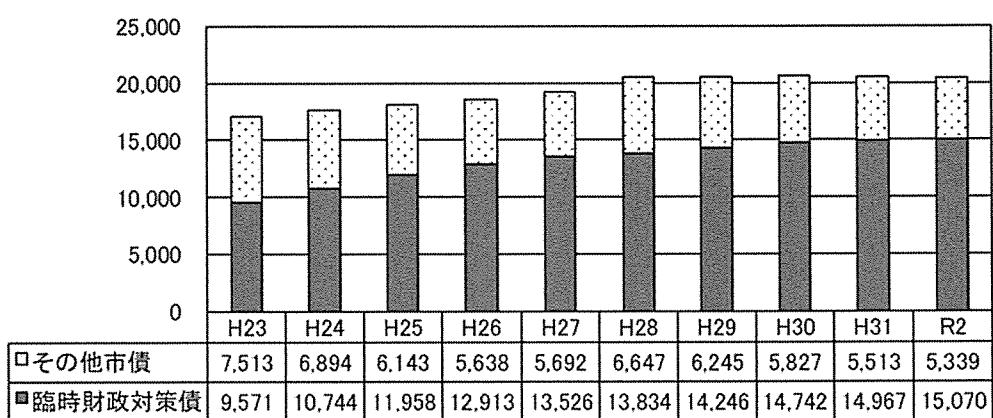


② 市債（借入金）残高の推移

市債（借入金）残高については、借入額の抑制等によりその他市債の残高は減少していますが、国の地方財政対策として借入が認められている臨時財政対策債の残高が年々増加しており、令和2年度末における市債の残高についても増加しています。

(百万円)

市債（借入金）の残高の推移



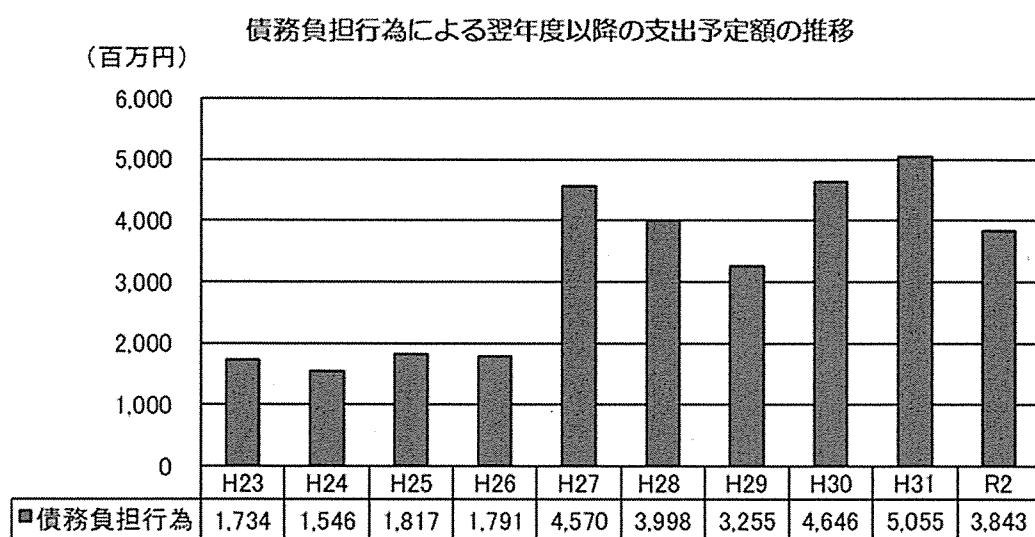
備考：介護サービス事業会計に係る残高を除く。

③ 債務負担行為による翌年度以降の支出見込み

債務負担行為とは、数年度にわたる電算機器等の賃貸借契約を結ぶ場合など、市が将来的に財政支出する場合に、その内容を予算に定めておくことです。

令和2年度末における翌年度以降の支出予定額については、小学校体育館空調設備賃借などを新たに債務負担行為として設定しましたが、防災行政無線（固定系）デジタル化工事が完了したため、支出予定額が前年度に比べて減少しています。

今後においては、債務負担の定めが必要な事業の実施に伴い金額は増減して推移するものと見込まれます。



(4) 他市（類似団体等）との比較

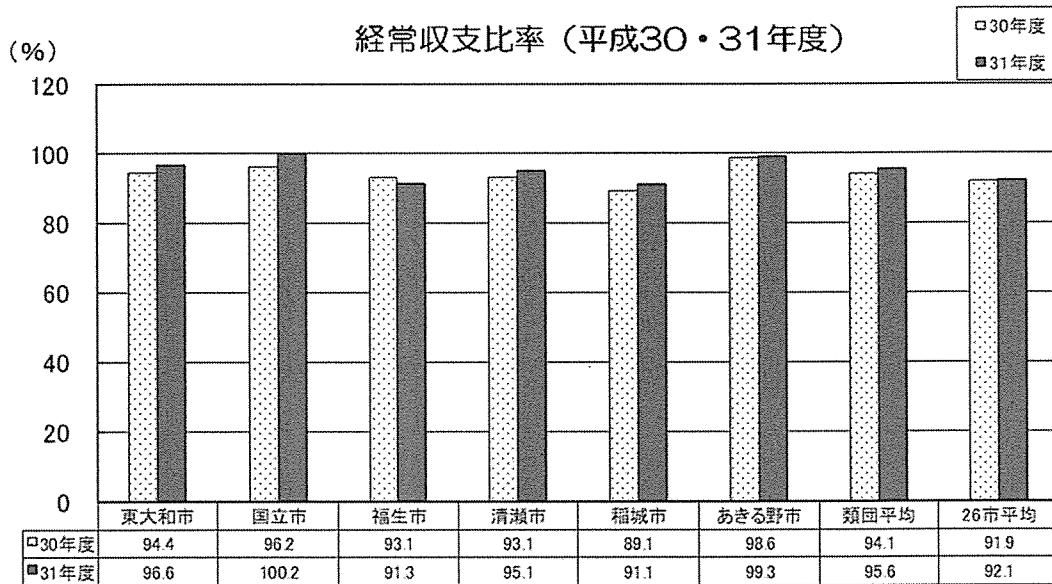
平成30年度及び平成31年度の決算における財政指標等を他市（類似団体等）と比較すると次のとおりとなります。

※類似団体とは、国が、人口と産業構造に基づいて団体を類型別に区分した結果、同じ類型に区分された団体のことをいいます。

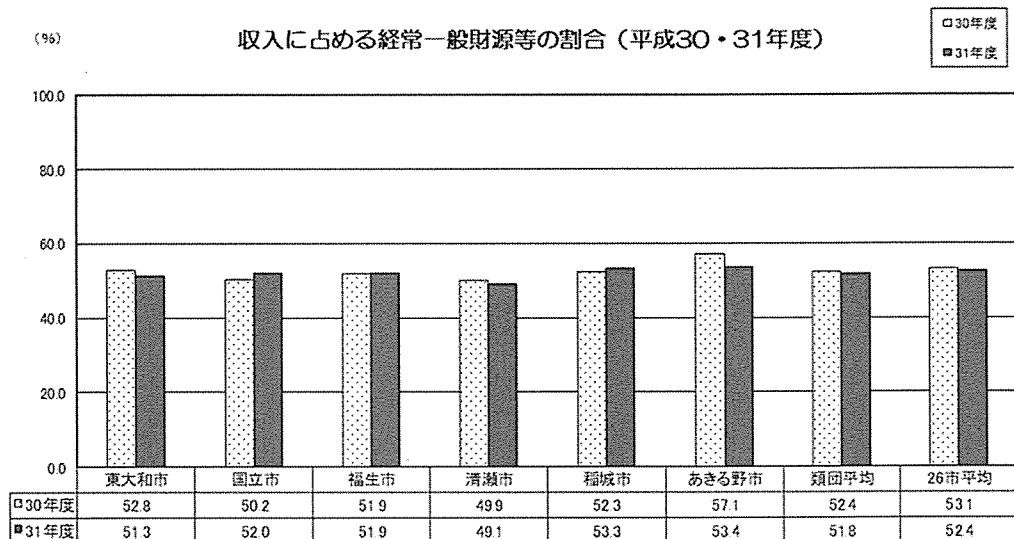
平成30年度及び平成31年度の東京都26市における東大和市と同じ区分の類似団体はいずれの年度も次のとおりです。

「国立市、福生市、清瀬市、稲城市、あきる野市」

① 経常収支比率

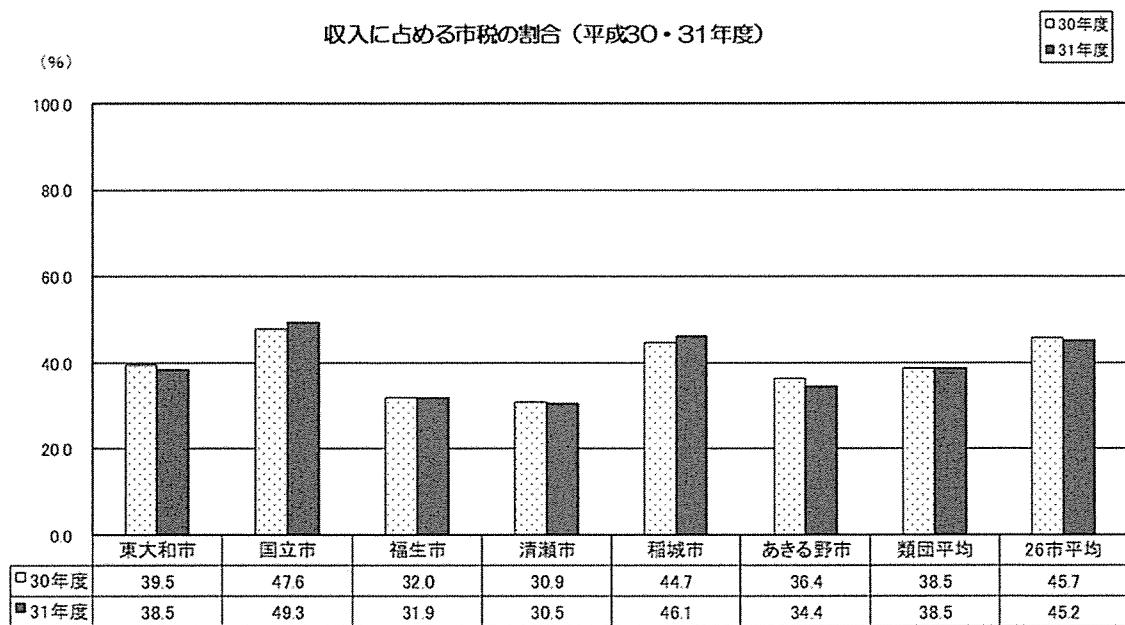


② 収入に占める経常一般財源等の割合

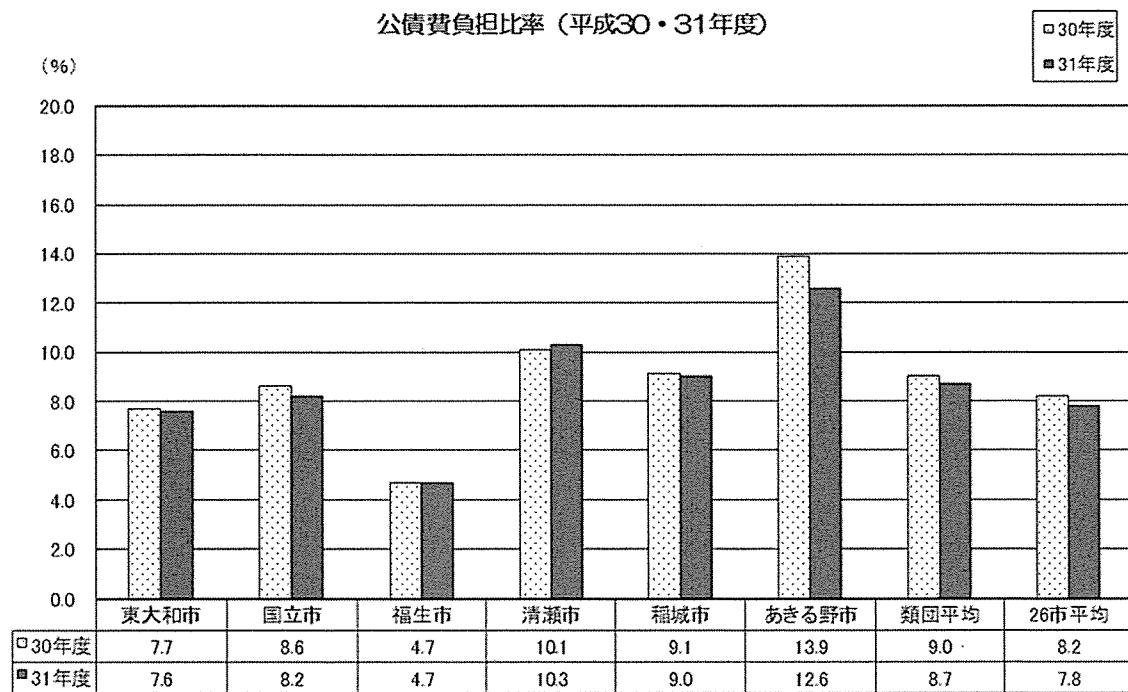


備考：この表における経常一般財源等は、臨時財政対策債を含んだ数値です。

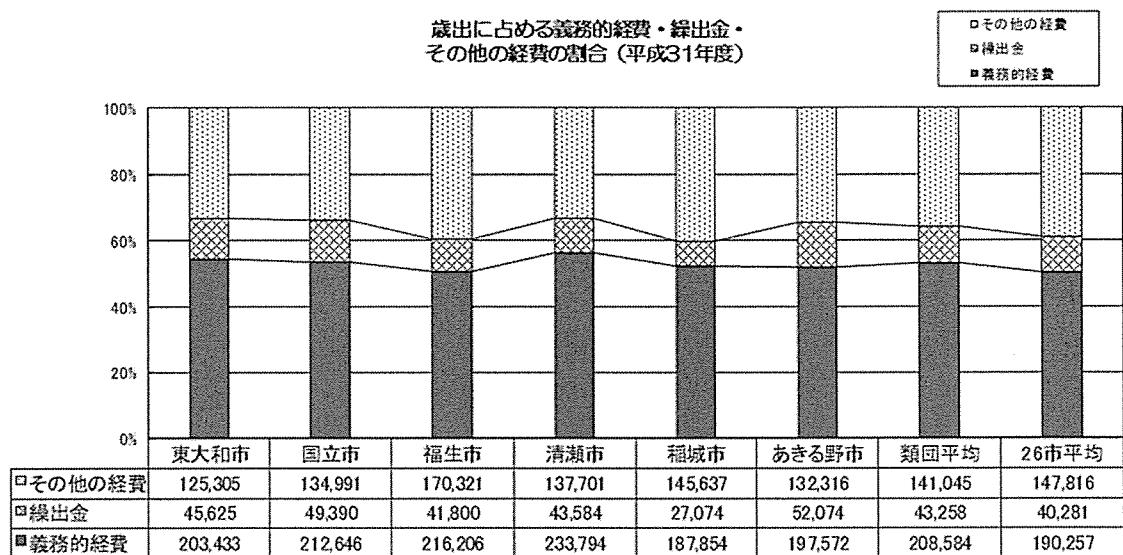
③ 収入に占める市税の割合



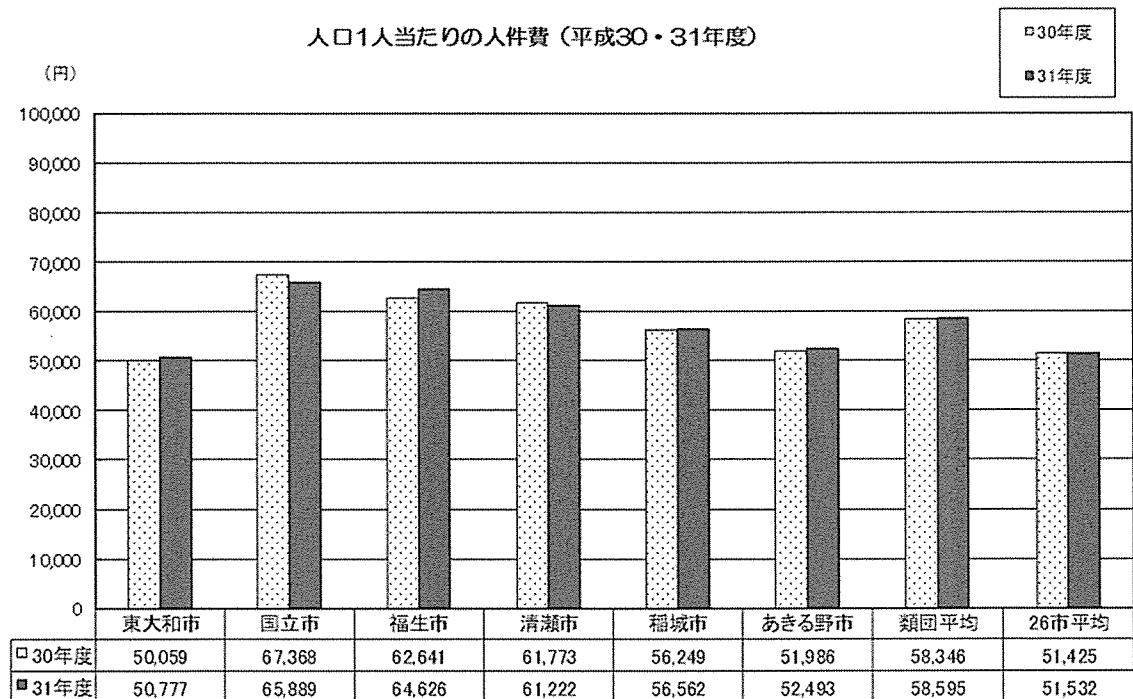
④ 公債費負担比率



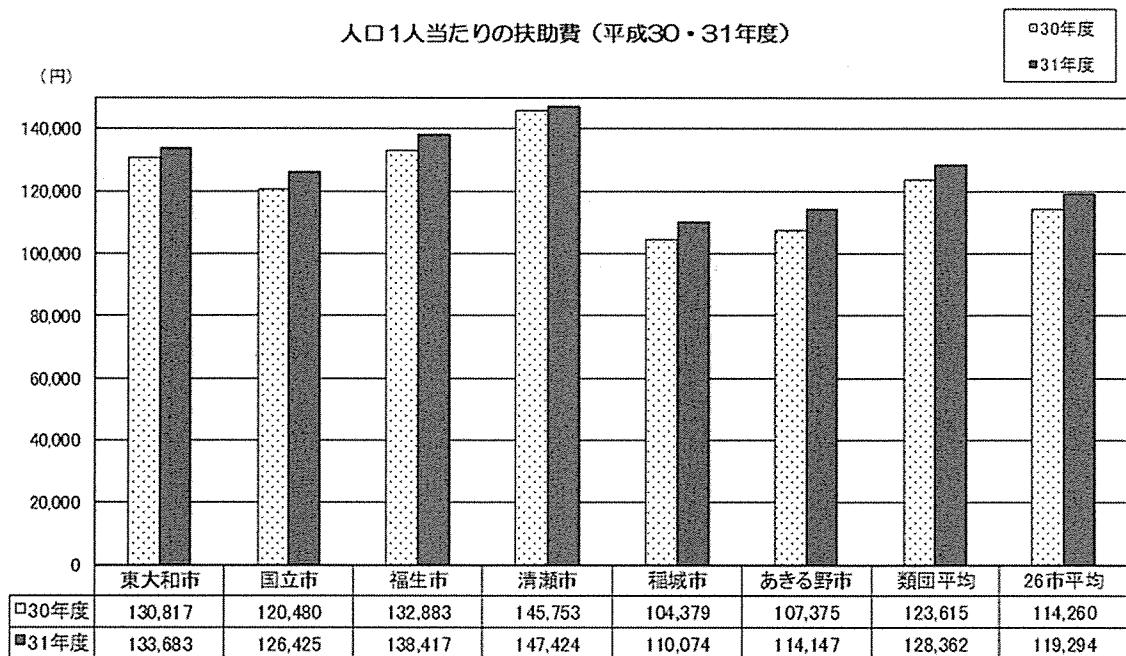
⑤ 歳出に占める義務的経費（人件費・扶助費・公債費）・繰出金・その他の経費の割合（平成31年度1月1日現在の人口1人当たり）



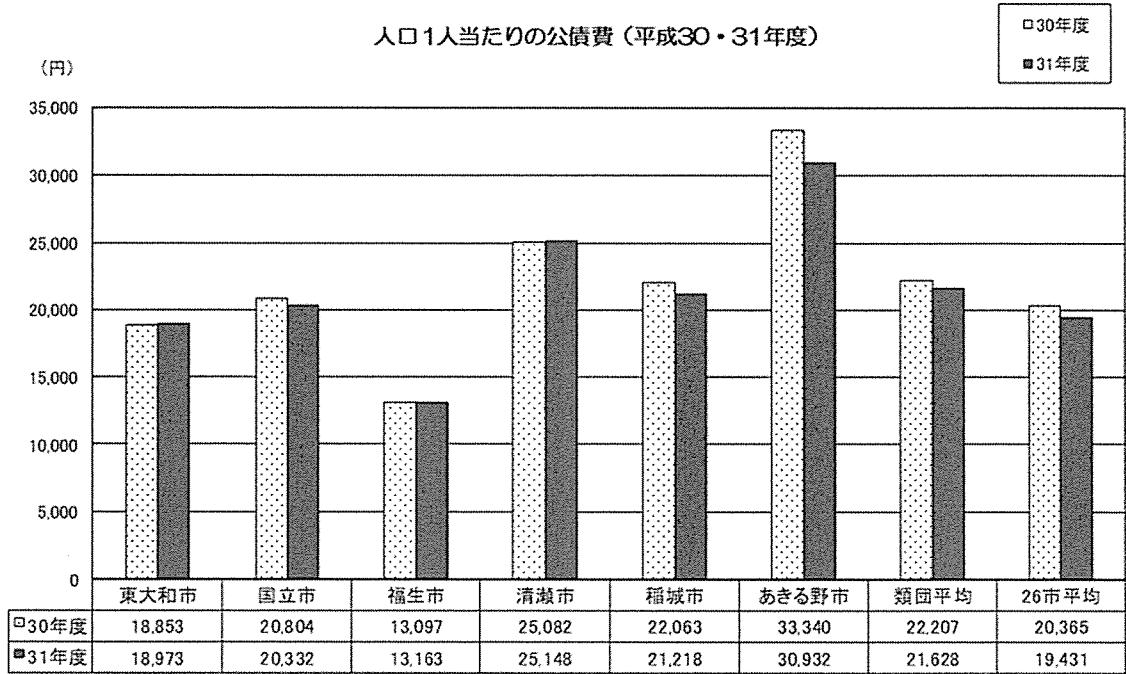
⑥ 人件費（各年度1月1日現在の人口1人当たり）



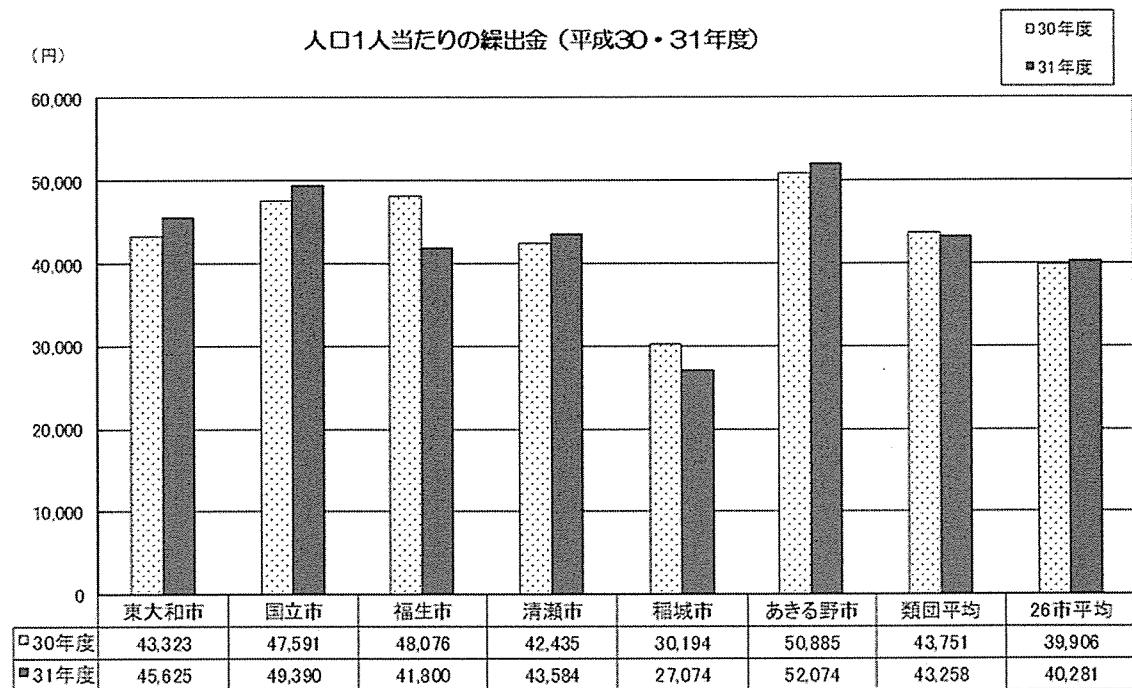
⑦ 扶助費（各年度1月1日現在の人口1人当たり）



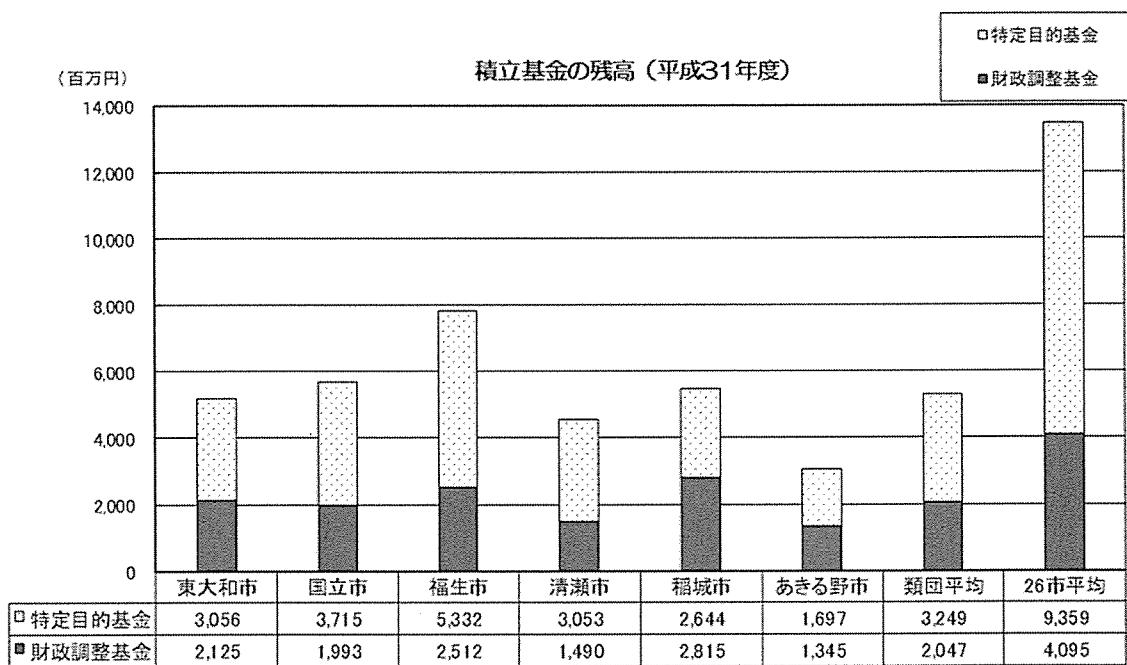
⑧ 公債費（各年度1月1日現在の人口1人当たり）



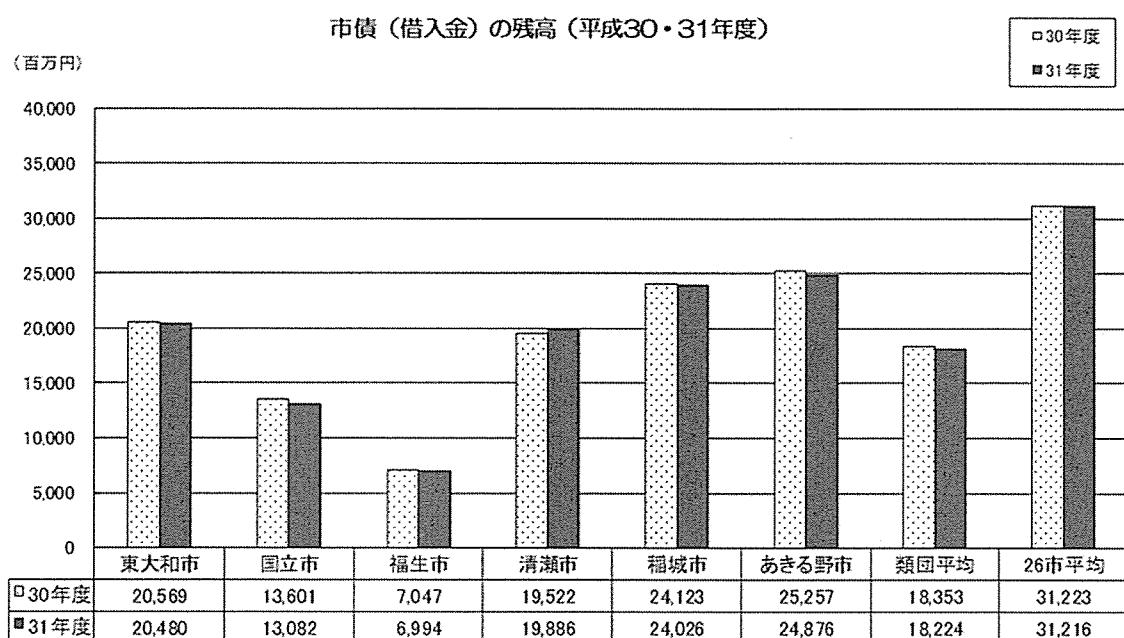
⑨ 繰出金（各年度1月1日現在の人口 1人当たり）



⑩ 積立基金の残高



(11) 市債（借入金）の残高



行政改革大綱推進計画（案）

行政改革大綱推進計画（案）の項目番号 31. 32. 33. 34. 35. 39. 41については、東大和市パブリックコメント実施要綱第4条の規定によりパブリックコメントの対象外とします。

第6 行政改革大綱推進計画

＜推進計画一覧＞

基本目標：市民サービスの最適化

改革課題：時代に即した市民サービスの提供

番号	取組項目	新規	取組課
1	土曜開庁のあり方の検討	新	企画課、情報管理課、市民課、保険年金課、課税課、納税課、子育て支援課、保育課、高齢介護課、生活福祉課、障害福祉課、会計課
2	各施設における開館日・時間のあり方の検討	新	地域振興課、健康課、社会教育課、中央公民館、中央図書館
3	使用料・手数料等のキャッシュレス決済の検討	新	関係課
4	行政手続オンライン化の推進	新	情報管理課、企画課、全課
5	市民の窓口手続の簡略化 (各種証明書の一括交付)		市民課、課税課、納税課
6	マイナンバーカード活用による利便性の拡大		情報管理課、市民課、全課
7	効果的な広報活動の推進	新	秘書広報課、全課

基本目標：市民と行政の協働による市政運営

改革課題：市民参加・協働推進のための環境づくり

番号	取組項目	新規	取組課
8	市長と語ろう会(タウンミーティング)の継続実施		企画課、関係課
9	職員の市民協働の推進に関する指針の見直し	新	地域振興課
10	協働推進のための府内研修の実施		地域振興課
11	協働の取組事例の公表		地域振興課
12	更なる市民協働の推進		地域振興課、全課

基本目標：組織力の向上と人材育成

改革課題：機動的な組織の整備と人を育てる環境づくり

番号	取組項目	新規	取組課
(1) 組織の整備			
13	組織・事務分掌の見直し		企画課
14	職員定員の適正化		企画課
15	幅広い人材の確保	新	職員課
(2) 人材育成			
16	人事評価制度の見直し	新	職員課
17	人材育成基本方針に基づく取組の推進		職員課、全課
18	職員の政策提言しやすい環境整備		企画課、職員課、全課
(3) 職場環境の整備			
19	ICTを活用した内部事務効率化のためのシステム導入の検討	新	情報管理課、関係課

基本目標：持続可能な自治体経営

改革課題：安定した行財政運営の確立

番号	取組項目	新規	取組課
(1) 民間活力導入の推進			
20	公の施設の管理運営のあり方の検討		公共施設等マネジメント課、関係課
21	窓口業務等の一部委託化		企画課、関係課
22	民間企業との連携の推進	新	企画課、全課
(2) 行政評価制度の推進			
23	行政評価制度の推進		企画課
(3) 財源確保の取組			
24	市税の収納率の向上と維持		納稅課
25	国民健康保険税の収納率の向上		納稅課
26	介護保険料の収納率の向上		高齢介護課
27	保育料の収納率の向上		保育課
28	学童保育所育成料等の収納率の向上		青少年課

	番号	取組項目	新規	取組課
(3) 財源確保の取組（続き）				
	29	債権管理の適正化		企画課、保険年金課、納税課、保育課、高齢介護課、生活福祉課、下水道課
	30	市有地等の有効活用		公共施設等マネジメント課、総務管財課
	31	下水道使用料の定期的な見直し		下水道課
	32	国民健康保険税の見直し		保険年金課
	33	保育料の定期的な見直し		保育課
	34	学童保育所育成料の定期的な見直し		青少年課
	35	その他使用料・手数料等の定期的な見直し		企画課、関係課
	36	有料広告等の拡大（自主財源の確保）		企画課、全課
	37	借地の見直し	新	関係課
	38	イベント（行事）の見直し	新	関係課
	39	負担金、補助金等の見直し		関係課
	40	事務管理経費の縮減		全課
	41	扶助費の分析・見直し		関係課
	42	特別会計及び下水道事業会計繰出金（基準外繰出金）の抑制		財政課、保険年金課、下水道課
(4) 強固で弾力的な財政基盤の確立				
	43	財政調整基金の積立		財政課
	44	公共施設等整備基金の積立		財政課
	45	経常収支比率の抑制		財政課
	46	公債費負担比率の抑制		財政課
	47	地方公会計制度による財政分析と活用		財政課、企画課、全課

※ 担当課については、現在想定できる範囲で掲載していますが、状況の変化に応じて追加・削除するものとします。

※ 項目番号31. 32. 33. 34. 35. 39. 41についてはパブリックコメント対象外の取組項目です。

基本目標：市民サービスの最適化

改革課題：時代に即した市民サービスの提供

項目番号	取組項目	土曜開庁のあり方の検討	取組課		
1			企画課、情報管理課、市民課、 保険年金課、課税課、納税課、 子育て支援課、保育課、高齢介護課、 生活福祉課、障害福祉課、会計課		
取組内容	これまでの来庁実績による検証や、コンビニエンスストアにおける各種証明書の交付、行政手続のオンライン化の推進等の状況を踏まえ、今後の土曜開庁のあり方について検討する。				
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年次計画	①他市の取組項目等の実施状況調査 ②あり方検討会議の立ち上げ及びあり方の検討	①土曜開庁に関するアンケート等の実施 ②あり方の検討	方針の決定	方針内容の実施	➡
達成基準	実施				
備考	令和6年度に検討結果をまとめ、方針を決定する。				

項目番号	取組項目	各施設における開館日・時間のあり方の検討	取組課		
2			地域振興課、健康課、社会教育課、中央公民館、中央図書館		
取組内容	各施設の開館日・開館時間について、見込まれる利用状況、維持管理コスト、運営コスト等を踏まえ、開館日・開館時間のあり方を検討する。				
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年次計画	①利用状況等の把握 ②開館日・時間に関するアンケート等の実施 ③あり方の検討	あり方の検討	方針の決定	方針内容の実施	➡
達成基準	実施				
備考	・見込まれる利用状況、現状の開館時間をもとに検討は取組課の各自で行う。 ・令和6年度に各課の検討結果をまとめ、方針を決定する。				

項目番号	取組項目	使用料・手数料等のキャッシュレス決済の検討				取組課
3						関係課
取組内容	使用料・手数料等の支払いについて、新型コロナウイルス感染拡大防止と市民の利便性向上のため、キャッシュレス決済の拡充について検討する。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	検討					
		検討結果に基づく実施				
達成基準	実施					
備考	市民課・課税課・納税課・地域振興課（清原市民センターの証明書交付）は、キャッシュレス決済を導入（令和4年1月導入予定）。					

項目番号	取組項目					取組課
4		行政手続オンライン化の推進				情報管理課、企画課、全課
取組内容	行政手続を簡素化し、利便性の向上を図るため、オンラインで手続きが可能な業務について検討する。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	オンライン化する業務の検討・実施	検討結果に基づく実施				
達成基準	実施					

項目番号	取組項目					取組課
5		市民の窓口手続の簡略化（各種証明書の一括交付）				市民課、課税課、納税課
取組内容	窓口手続きの簡略化を図るため、各種証明書の一括交付について検討する。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	検討	検討結果に基づく実施				
達成基準	実施					
備考	市民部（取組課）の証明書を市民課で一括交付することについて、可能性を検討する。					

項目番号	取組項目					取組課
6		マイナンバーカード活用による利便性の拡大				情報管理課、市民課、全課
取組内容	マイナンバーカードを活用することにより、利便性の拡大が図られるサービスの導入を推進する。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	①導入可能なサービスの推進 ②可能とするサービスの実施					
達成基準	実施					
備考	導入可能なサービスの推進は情報管理課、マイナンバーカードの普及は市民課、関係課はサービスの実施に向け多角的に周知を行う。					

項目番号	取組項目					取組課
7		効果的な広報活動の推進				秘書広報課、全課
取組内容	既存の広報手段について検証・見直しを行い、効果的な広報活動を推進する。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	既存の広報手段の検証・見直し	→	検証・見直し結果に基づく実施		→	
達成基準	実施					
備考	市報や市公式ホームページをはじめ、各課が発行する機関誌等について、検証・見直しを行う。					

基本目標：市民と行政の協働による市政運営

改革課題：市民参加・協働推進のための環境づくり

項目番号	取組項目	市長と語ろう会（タウンミーティング）の継続実施				取組課
8		市長と語ろう会（タウンミーティング）の継続実施				企画課、関係課
取組内容	市民と市長が直接語り合う意見交換の場として、市長と語ろう会（タウンミーティング）を開催し、市民と行政の相互理解を深める。					
取組年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年次計画	実施					
達成基準	実施					
備考	テーマごとに関係課において対応する。					

項目番号	取組項目	職員の市民協働の推進に関する指針の見直し				取組課
9		職員の市民協働の推進に関する指針の見直し				地域振興課
取組内容	平成27年2月に策定した「職員の市民協働の推進に関する指針」の見直しを行い、改定及び公表する。					
取組年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年次計画	見直し	改定 公表	運用			
達成基準	実施					

項目番号	取組項目	協働推進のための府内研修の実施				取組課
10		協働推進のための府内研修の実施				地域振興課
取組内容	改定後の「職員の市民協働の推進に関する指針」を踏まえた府内研修を実施する。					
取組年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年次計画			実施			
達成基準	実施					

項目番号	取組項目					取組課 地域振興課
		協働の取組事例の公表				
取組内容	協働で実施した事業の取組事例を毎年度とりまとめ、庁内で情報共有し公表する。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	実施					
達成基準	実施					

項目番号	取組項目					取組課 地域振興課、全課
		更なる市民協働の推進				
取組内容	事業を実施する際は、市民の保有する知識・経験を活かせる実施方法（市民協働の形態）を検討し、より市民との協働を推進する。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	検討・実施					
達成基準	実施					
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・検討・実施は各課が行い、地域振興課がとりまとめる。 ・協働推進の進行管理は行政評価を活用し、毎年度振り返りを行う。 ・市民とは、自治会、文化スポーツ団体、ボランティア団体など様々な団体等を含む。 					

基本目標：組織力の向上と人材育成

改革課題：機動的な組織の整備と人を育てる環境づくり

(1) 組織の整備

項目番号	取組項目					取組課
13		組織・事務分掌の見直し				企画課
取組内容	複雑・多様化する行政課題、重要施策に対応できる組織体制を維持するため、組織・事務分掌の見直しを行う。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	組織・事務分掌の見直し					
達成基準	見直し					

項目番号	取組項目					取組課
14		職員定員の適正化				企画課
取組内容	(1) 民間活力導入の推進、事務事業の統廃合等による効果的・効率的な組織の見直しを行い、各課における職員の定員について見直しを行う。 (2) 第6次行政改革大綱の定員適正化における職員定員の各年度の目標値を基準とし、適正な定員管理を行う。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	職員定員の適正化 (目標値) 469人					
		(目標値) 468人	(目標値) 468人	(目標値) 466人	(目標値) 466人	
達成基準	目標値の到達					

項目番号	取組項目					取組課 職員課
		幅広い人材の確保				
15						職員課
取組内容	新規採用応募者を増やし、東大和市の職員としての資質を備えた優秀な人材を確保するため、応募要件等の見直しを行う。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	検討	検討結果に基づく実施				→
達成基準	実施					
備考	高い専門性や即戦力を必要とする分野の職務においては、民間企業等経験者の採用等、優れた人材を計画的に確保することに努める。					

(2) 人材育成

項目番号	取組項目					取組課 職員課
		人事評価制度の見直し				
16						職員課
取組内容	職員の能力開発、組織の活性化を図るため、実施状況を踏まえた検証を行い、人事評価制度の効果を高め、より公平公正で人材育成に資する制度となるよう、人事評価制度の見直しを行う。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	検討	検討結果に基づく実施				→
達成基準	実施					
備考	国・東京都の見直し結果を踏まえて行う。					

項目番号	取組項目					取組課 職員課、全課
		人材育成基本方針に基づく取組の推進				
17						職員課、全課
取組内容	(1) 人材育成基本方針に基づき、職場内・外の研修等を推進する。 (2) 政策形成能力、法務能力等の向上を図るため、多様な研修の機会や自己啓発の機会を提供する等、人材育成基本方針を踏まえた人材育成に努める。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	実施					→
達成基準	実施					

項目番号	取組項目	職員の政策提言しやすい環境整備				取組課
18	職員の政策提言しやすい環境整備				企画課、職員課、全課	
取組内容	(1) 若手職員を中心とした職員研究グループを支援し、研究成果について庁内で共有する。 (2) 計画策定等に対する、内部の検討委員会への職員参加機会の拡充や庁内意見募集等を実施する。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	実施					→
達成基準	実施					

(3) 職場環境の整備

項目番号	取組項目	ICTを活用した内部事務効率化のためのシステム導入の検討				取組課
19					情報管理課、関係課	
取組内容	文書管理システムの導入など、情報化推進計画に基づき、内部事務効率化のためのシステム導入について検討する。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	検討・実施					→
達成基準	実施					
備考	費用対効果、時間外勤務の削減効果等を踏まえた上で、各項目の導入について検討する。					

基本目標：持続可能な自治体経営

改革課題：安定した行財政運営の確立

(1) 民間活力導入の推進

項目番号	取組項目	取組課				
20	公の施設の管理運営のあり方の検討	公共施設等マネジメント課、関係課				
取組内容	公の施設の管理運営のあり方について、指定管理者制度など、民間活力の導入の可否を検討する。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	検討	順次、方向性を決定				
達成基準	実施					

項目番号	取組項目	取組課				
21	窓口業務等の一部委託化	企画課、関係課				
取組内容	窓口業務における受付など、費用対効果を踏まえ、業務委託可能な事務について委託化を検討する。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	委託可能な業務の調査・検討	→	方針の決定	方針内容の実施	→	
達成基準	実施					

項目番号	取組項目	取組課				
22	民間企業との連携の推進	企画課・全課				
取組内容	地域活性化包括連携協定のほか民間企業との連携や活用を促進し、様々な課題の解決を図る。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	実施	→				
達成基準	実施					
備考	各企業の「連携提案【取組事例】」を参照し、連携して実施できる事業等について検討し有効活用を図る。					

(2) 行政評価制度の推進

項目番号	取組項目	行政評価制度の推進				取組課 企画課
23						
取組内容	行政評価の精度及び実効性を高めるため、市民や民間の視点を参考とした評価や行政評価結果の活用等、行政評価制度の更なる推進を図る。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	行政評価結果活用等の調査・検討	方針の決定	方針内容の実施			→
達成基準	実施					
備考	行政評価結果について、施策における事業の最適化や予算との連動等に活用することを検討する。					

(3) 財源確保の取組

項目番号	取組項目	市税の収納率の向上と維持				取組課 納税課
24						
取組内容	(1) 負担の公平性の確保と、財政の健全化を図ることを目的として、収納率を向上し、維持する。 (2) 対策 ① 時代に即した納付方法の整備による納期内納付の向上 ② 長期累積案件の圧縮 (3) 収納率 99.0%の維持を目指す。(令和2年度実績 98.7%)					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	収納率 98.9%	収納率 99.0%	収納率 99.0%	収納率 99.0%	収納率 99.0%	収納率 99.0%
達成基準	目標値の到達					

項目番号			取組課		
25	取組項目	国民健康保険税の収納率の向上	納税課		
取組内容	<p>(1) 負担の公平性の確保と、財政の健全化を図ることを目的として、収納率の向上を図る。</p> <p>(2) 対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 時代に即した納付方法の整備による納期内納付の向上 ② 長期累積案件の圧縮 <p>(3) 5年間で収納率0.5ポイントの向上を目指す。 (令和2年度実績 89.4%)</p>				
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
年次計画	収納率 89.6%	収納率 89.7%	収納率 89.8%	収納率 89.9%	収納率 90.0%
達成基準	目標値の到達				

項目番号			取組課		
26	取組項目	介護保険料の収納率の向上	高齢介護課		
取組内容	<p>(1) 負担の公平性の確保と、財政の健全化を図ることを目的として、収納率の向上を図る。</p> <p>(2) 対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電話、訪問による納付相談及び収納の強化 ② コンビニエンスストア納付による納期内納付率の向上 ③ 普及啓発活動の強化（滞納者に対し、制度の意義、滞納した場合の給付減額等の措置について説明し、理解を求める。） <p>(3) 5年間で収納率0.5ポイントの向上を目指す。（令和2年度実績 97.6%）</p>				
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
年次計画	収納率 97.8%	収納率 97.9%	収納率 98.0%	収納率 98.1%	収納率 98.2%
達成基準	目標値の到達				

項目番号	取組項目	保育料の収納率の向上			取組課 保育課
		保育料の収納率の向上			
27	取組内容	(1) 負担の公平性の確保と、財政の健全化を図ることを目的として、収納率の向上を図る。 (2) 対策 ① 電話催告の強化 ② 口座振替の推進による納期内納付の向上 ③ その他 (3) 5年間で収納率0.5ポイントの向上を目指す。 (令和2年度実績97.3%)			
	取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	年次計画	収納率 97.5%	収納率 97.6%	収納率 97.7%	収納率 97.8%
	達成基準	目標値の到達			

項目番号	取組項目	学童保育所育成料等の収納率の向上			取組課 青少年課
		学童保育所育成料等の収納率の向上			
28	取組内容	(1) 負担の公平性の確保と、財政の健全化を図ることを目的として、収納率の向上を図る。 (2) 対策 ① 電話催告の強化 ② 口座振替の推進による納期内納付の向上 (3) 5年間で収納率0.5ポイントの向上を目指す。 (令和2年度実績96.4%)			
	取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	年次計画	収納率 96.6%	収納率 96.7%	収納率 96.8%	収納率 96.9%
	達成基準	目標値の到達			

項目番号			取組課
29	取組項目	債権管理の適正化	企画課、保険年金課、納税課、保育課、高齢介護課、生活福祉課、下水道課
取組内容	不納欠損につながる収入未済を生じさせないための、有効な債権管理の具体的な手法について検討・実施する。		
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	方針の決定	方針内容の実施	→
達成基準	実施		

項目番号			取組課
30	取組項目	市有地等の有効活用	公共施設等マネジメント課、総務管財課
取組内容	未利用となっている市有地等の有効活用（有償貸付や売却など）について検討する。		
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	検討・実施	→	
達成基準	実施		
備考	公共施設等マネジメント課における「市有地等利活用検討委員会」の検討状況を踏まえて実施。		

項目番号			取組課
31	取組項目	下水道使用料の定期的な見直し	下水道課
取組内容	下水道使用料について、公共下水道事業経営戦略に基づき見直しを行い適正化を図る。また、見直し結果について公表する。		
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	一	一	見直し 公表
達成基準	実施		
備考	見直しの実施時期は、今後の新型コロナウィルス感染症の状況により変更する場合がある。		

項目番号 32	取組項目 国民健康保険税の見直し	取組課 保険年金課
取組内容	国民健康保険税について、国保財政健全化計画（平成30年度からの6か年計画）、東京都が示す標準保険料率等に基づき見直しを行い適正化を図る。	
取組年度	令和4年度	令和5年度
年次計画	見直し 公表	
達成基準	実施	

項目番号 33	取組項目 保育料の定期的な見直し	取組課 保育課
取組内容	保育料について、3年ごとに見直しを行い適正化を図る。また、見直し結果について公表する。	
取組年度	令和4年度	令和5年度
年次計画	—	見直し 公表
達成基準	実施	
備考	見直しの実施時期は、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により変更する場合がある。	

項目番号 34	取組項目 学童保育所育成料の定期的な見直し	取組課 青少年課
取組内容	学童保育所育成料について、3年ごとに見直しを行い適正化を図る。また、見直し結果について公表する。	
取組年度	令和4年度	令和5年度
年次計画	—	見直し 公表
達成基準	実施	
備考	見直しの実施時期は、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により変更する場合がある。	

項目番号 35	取組項目 その他使用料・手数料等の定期的な見直し	取組課 企画課、関係課		
取組内容	使用料・手数料等について3年ごとに見直しを行い適正化を図る。また、見直し結果について公表する。			
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年次計画	—	—	見直し 公表	—
達成基準	実施			
備考	見直しの実施時期は、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により変更する場合がある。			

項目番号 36	取組項目 有料広告等の拡大（自主財源の確保）	取組課 企画課、全課		
取組内容	様々な媒体における有料広告等の導入について検討し、自主財源の確保に努める。			
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年次計画	実施			
達成基準	実施			
備考	自主財源の確保について各課で取り組む。			

項目番号	取組項目	借地の見直し			取組課
37					関係課
取組内容	市で借り上げている土地について、統廃合等の可能性、代替する機能等について検討する。				
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年次計画	統廃合の可能性等、代替する機能等について検討	報告書の提出	方針の決定	方針内容の実施	➡
達成基準	実施				
備考	借地料予算措置のある全ての課各々で取り組む。				

項目番号	取組項目	イベント（行事）の見直し			取組課
38					関係課
取組内容	各課が実施しているイベント（行事）等について、新しい生活様式を踏まえ、統合や実施形態の見直しを行い、成果の向上や経費の縮減を図る。				
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年次計画	統廃合の可能性等、代替する機能等について検討	報告書の提出	方針の決定	方針内容の実施	➡
達成基準	実施				
備考	イベント（行事）を所管する全ての課各々で取り組む。				

項目番号	取組項目	負担金、補助金等の見直し			取組課
39					関係課
取組内容	(1) 行政評価制度を活用した見直しを行い、負担金、補助金等の適正化に取り組む。 (2) 主な見直しの視点 ① 公益性が保たれているか。 ② 負担金、補助金等の支出の目的に対して効果があるか。 ③ 類似の事業が他にないか。				
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年次計画	見直し				➡
達成基準	実施				
備考	負担金、補助金の予算措置のある全ての課各々で取り組む。				

項目番号	取組項目	事務管理経費の縮減				取組課
40						全課
取組内容	(1) 需用費、役務費、使用料及び賃借料について、一層の経費縮減を図るために、行政評価及び各年度の予算編成作業等を通じて見直しを行う。 (2) 各種業務委託の仕様等の見直しを行う。 (3) 契約にあたっては、可能な限り競争入札を行う。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	実施					→
達成基準	目標値の到達					
備考	各年度 1,000万円の縮減を目指す。					

項目番号	取組項目	扶助費の分析・見直し				取組課
41						関係課
取組内容	市単独の施策等について、行政評価制度の活用、他市の状況を参考に見直しを行い、扶助費の適正化に取り組む。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	見直し					→
達成基準	実施					
備考	扶助費の予算措置がある全ての課各自で取り組む。					

項目番号	取組項目	特別会計及び下水道事業会計繰出金（基準外繰出金）の抑制				取組課
42						財政課、保険年金課、下水道課
取組内容	特別会計等における歳入の確保や経費縮減などの歳出を抑制することにより、一般会計から特別会計等への基準外繰出金の抑制を図る。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	実施					→
達成基準	実施					

(4) 強固で弾力的な財政基盤の確立

項目番号	取組項目	財政調整基金の積立				取組課
43						財政課
取組内容	年度間の財源調整を図り市財政の健全な運営に資するため、地方財政法に基づく積立てなどにより、各年度末の現在高について、最低限、標準財政規模の12%の額を維持する。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	実施					→
達成基準	目標値の到達					

項目番号	取組項目	公共施設等整備基金の積立				取組課
44						財政課
取組内容	公共施設等の老朽化対策や更新に必要な財源の確保に努め、市財政の計画的な運営に資するため、決算剰余金の積立てなどにより、各年度末の現在高について、最低限、標準財政規模の12%の額を目指す。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	実施					→
達成基準	目標値の到達					

項目番号	取組項目	経常収支比率の抑制				取組課
45						財政課
取組内容	経常的に収入される財源の確保を図るとともに、行政評価制度の推進等により経常経費の抑制に取り組み、最終年度までに経常収支比率を90.0%以下とする。					
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
年次計画	実施					→
達成基準	目標値の到達					

項目番号	取組項目	公債費負担比率の抑制					取組課 財政課
46							
取組内容	公共施設等の老朽化対策や更新に必要な財源の確保に努め、新規借入れを抑制するなど、公債費に対する一般財源の抑制を図り、最終年度までに公債費負担比率を7%以下とする。						
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
年次計画	実施						
達成基準	目標値の到達						

項目番号	取組項目	地方公会計制度による財政分析と活用					取組課 財政課、企画課、全課
47							
取組内容	統一的な基準による財務書類等を作成し、事務事業評価において活用するなど、財政の効率化・適正化に努めるとともに市民への情報提供を行う。						
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
年次計画	財政分析と活用の検討						
		検討結果に基づく実施					
達成基準	実施						

東大和市第6次行政改革大綱（案）

計画期間：令和4年度～令和8年度

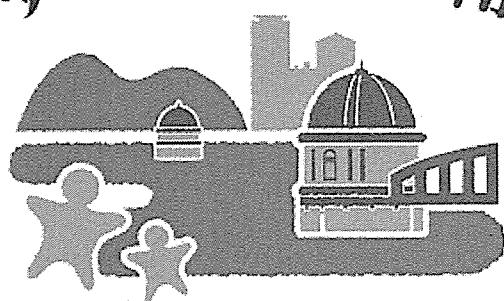
発行 令和3年11月

編集 東大和市 企画財政部 企画課

〒207-8585 東大和市中央3丁目930番地

電話 042(563)2111(内線1441)

東京
ゆったり日和



東やまと